

一般社団法人日本社会福祉学会

## 2017年度 関東部会研究大会抄録集

大会テーマ

働くことへの支援とその担い手の多様性を問う

開催日：2018年3月4日

会場：明治学院大学白金キャンパス

## 【プログラム】

■■受付 場所：本館 2階 ■■

■受付開始 9：00～

■■オープニング・ワークショップ■■ 場所 本館 2階 1253教室  
9：30～10：30

「ここが知りたい！つながりたい！研究活動」

■■自由研究報告 場所 本館 3階 1303教室～1308教室■■

■自由研究報告 10：45～12：25

---

第1分科会 場所 本館 3階 1303教室

---

10：45～11：15

- ①【研究報告部門】児童養護施設におけるライフストーリーワークの可能性と課題  
—子どもの貧困と連鎖解消の糸口として—  
日本大学法学部公共政策学科 山村 りつ

11：15～11：45

- ②【研究報告部門】知的障害児福祉は何を担ってきたのか  
—措置委託の歴史的検討を通して—  
一橋大学大学院博士後期課程3年 原田 玄機

11：45～12：15

- ③【研究報告部門】少年院における社会復帰支援の取り組みと課題  
—X女子少年院におけるインタビュー調査から—  
日本大学 仲野 由佳理

■座長：林 浩康氏（日本女子大学）

---

第2分科会 場所 本館 3階 1304教室

---

10:45～11:15

①【研究報告部門】

地方自治体における医療的ケア児施策の展開方策  
—政令指定都市の実態調査を踏まえて—

川崎市健康福祉局企画課／立教大学大学院博士後期課程2年 竹田 幹雄

11:15～11:45

②【研究報告部門】

貧困家庭の子ども支援のスクールソーシャルワーク  
—東京都内のインタビューからの実践モデル仮説—

日本社会事業大学 内田 宏明

11:45～12:05

③【実践報告部門】

市町村スクールソーシャルワーカーの現状と課題  
A市での実践をとおして

佐野日本大学短期大学 岩田 健

■座長：田嶋 英行氏（文京学院大学）

10:45～11:15

①【研究報告部門】

成年後見制度と意思決定支援の社会デザイン研究  
—社会モデルの変革に向けて—

日本大学大学院法学研究科研究生・立教大学社会デザイン研究所研究員  
櫻井 幸男

11:15～11:45

②【研究報告部門】

日常生活自立支援事業契約能力判定の在り方  
—カナダ BC 州代理契約法に学ぶ—  
介護保険学び舎 越川 文雄

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

児童福祉法第2条の「最善の利益」についての研究  
“interest” と “stimulus” との関係を中心として  
神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男

■座長：岡田 哲郎氏（立教大学）

10:45～11:15

①【研究報告部門】

自立支援センターの利用実態を通してみる支援課題に関する考察  
—センターPの再利用者に着目して—

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科／首都大学東京大学院博士後期課程3年

櫻井 真一

11:15～11:45

②【研究報告部門】

知的障害者グループホームの担い手の専門性  
—信楽の民間下宿における世話人の専門的背景の分析を通して—  
立教大学 角田 慰子

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

知的障がい者のきょうだいで対人援助職に従事する人の人生径路  
—当事者へのインタビュー調査から—

東洋大学大学院 博士後期課程3年 上野 順子

■座長：大島 巖氏（日本社会事業大学）

10:45～11:15

①【研究報告部門】

中国における農村留守児童の創出過程の分析  
—内モンゴルの調査から—  
東洋大学大学院博士後期課程2年 麗麗

11:15～11:45

②【研究報告部門】

ライフコース視点から母子世帯の就業支援の効果に関する一考察  
北海道大学大学院博士後期課程1年 張思銘

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

保育所におけるソーシャルワーク実践の可能性  
—保育ソーシャルワークの動向と論点—  
洗足こども短期大学 飯塚 美穂子

12:05～12:25

④【萌芽的研究報告部門】

バイステックの自己決定論をめぐる研究  
—1951年論文における“stimulus”概念を中心として—  
神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 打越 友実

■座長：豊田 宗裕氏（聖徳大学）

10:45～11:15

①【研究報告部門】

認知症地域支援推進員における福祉系専門職の活動傾向と今後の展望  
—保健師・看護師群と三福祉士群間の比較を通して—  
認知症介護研究・研修東京センター 佐々木 幸

11:15～11:45

②【研究報告部門】

高ストレス状態にある高等教育機関の学生の抑うつ症状とその関連要因  
北海道医療大学大学院看護福祉学研究科修士課程 米田 龍大

11:45～12:05

③【実践報告部門】

認知症介護の長期化と支援方法の変化  
—認知症センター方式と心理的負担の支援—  
東京福祉大学国際交流センター特任講師 山脇 敬子

12:05～12:25

④【萌芽的研究報告部門】

12ステップ系セルフヘルプグループの行動活性化  
—ある回復者のスポンサーシップに関する”記憶”より—  
ロケットペンシル 長縄 洋司

■座長： 保正 友子氏（立正大学）

=====  
■■休憩■■

■■運営委員会■■

=====  
■■休憩

12:25～13:25

■■運営委員会（場所 本館 3階 1302教室）

12:25～13:25

=====  
■■記念講演■■

場所 本館 2階 1201教室

13:25～13:50

=====  
2017年度日本社会福祉学会奨励賞受賞者

（論文部門）

子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の

「折り合い」のプロセスと構造

ー子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築ー

講師 鈴木 浩之氏（神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課）

■■■基調講演■■■

場所 本館 2階 1201教室

14:00~14:50

「組織論の観点から社会サービス供給組織と働くことへの支援を考える」

米澤 旦氏（明治学院大学）

■■■シンポジウム■■■

場所 本館 2階 1201教室

15:00~17:00

テーマ

「働くことへの支援とその担い手の多様性を問う」

シンポジスト 米澤 旦氏（明治学院大学）

シンポジスト 村田 文世氏（日本社会事業大学）

シンポジスト 平田 智子氏（特定非営利活動法人

ユニバーサル就労ネットワークちば）

コメンテーター 金井 郁氏（埼玉大学）

コーディネーター 金 成垣氏（明治学院大学）

■■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■■ 場所 本館 2階 1201教室

17:00~17:30

■■■懇親会■■■

場所 本館 10階 大会議場

17:45~19:15

# 2017年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会(2018年3月4日)日程表

時間 9:00 受付開始 受付場所 受付  
 9:30 オープニング、ワークショップ 1253教室  
 10:30 ワークショップ  
 10:45 自由研究報告  
 12:25 運営委員会 1201教室  
 13:25 記念講演  
 13:50  
 14:00 基調講演  
 14:50  
 15:00 シンポジウム  
 17:00 総会・授与式  
 17:30 閉会  
 17:45 懇親会  
 19:15

第1分科会 1303教室  
 第2分科会 1304教室  
 第3分科会 1305教室  
 第4分科会 1306教室  
 第5分科会 1307教室  
 第6分科会 1308教室  
 事務局①  
 事務局②  
 事務局③

大会事務局 大会事務局 1302教室	奨励賞審査 1309教室	スタッフ控室 スタッフ控室 1310教室
記念講演 講師控室 1403教室	シンポジウム 講師控室 1402教室	
運営委員会 1302教室		

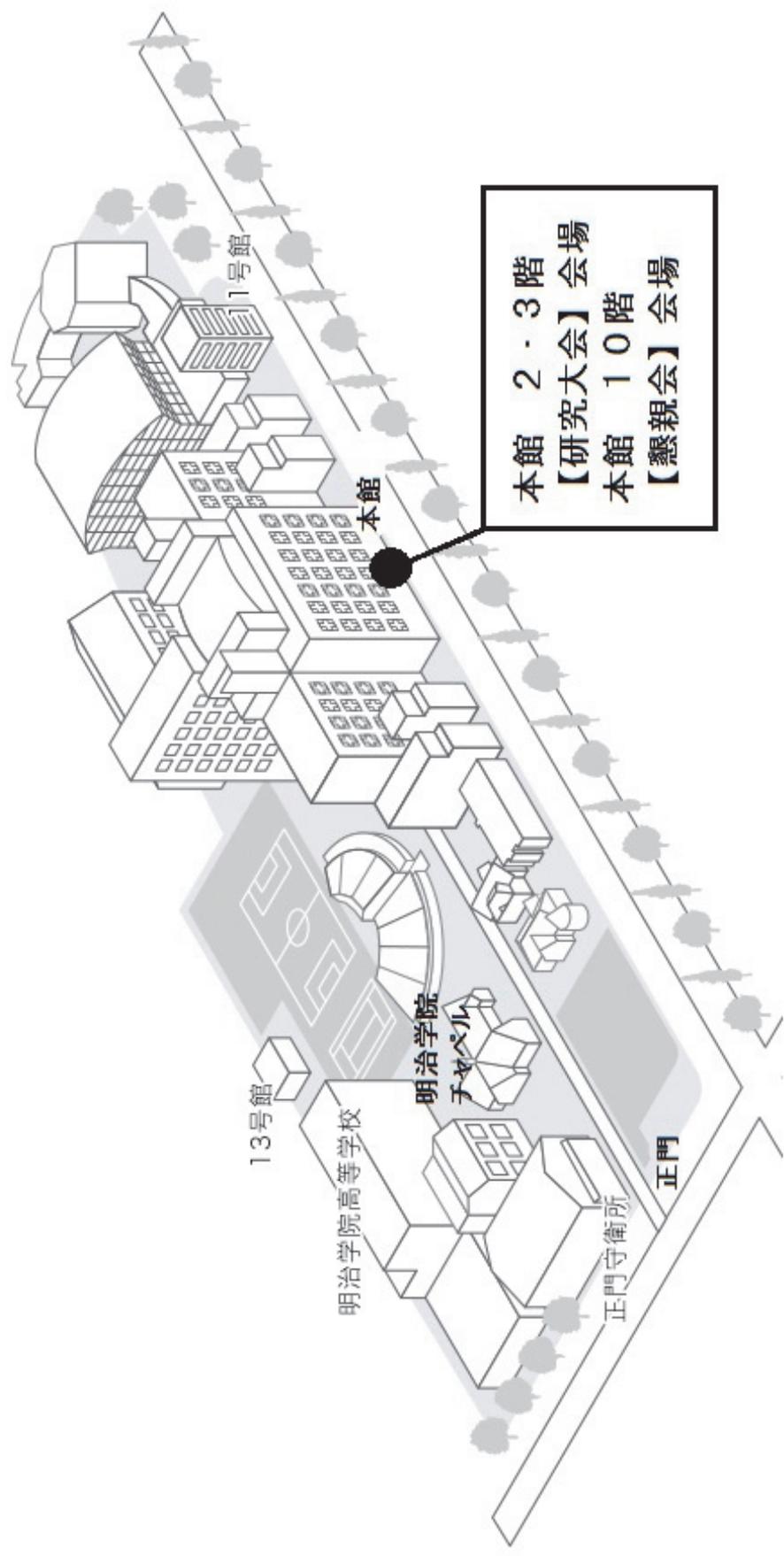
座長:林 浩康 ①【研究報告】 山村 りつ	座長:田嶋 英行 ①【研究報告】 竹田 幹雄	座長:岡田 哲郎 ①【研究報告】 櫻井 幸男	座長:大島 巖 ①【研究報告】 櫻井 真一	座長:豊田 宗裕 ①【研究報告】 麗麗	座長:保正 友子 ①【研究報告】 佐々木 幸
②【研究報告】 原田 玄機	②【研究報告】 内田 宏明	②【研究報告】 越川 文雄	②【研究報告】 角田 愨子	②【研究報告】 張思銘	②【研究報告】 米田 龍大
③【研究報告】 仲野 由佳理	③【実践報告】 岩田 健	③【萌芽的研究】 新保 幸男	③【萌芽的研究】 上野 順子	③【萌芽的研究】 飯塚 美穂子	③【実践報告】 山脇 敬子
			④【萌芽的研究】 打越 友美	④【萌芽的研究】 長縄 洋司	

全体会場 1201教室	記念講演 鈴木 浩之	基調講演 米澤 旦	シンポジウム 米澤 旦 村田 文世子 平田 智子 金井 郁 金 成垣	総会 奨励賞授与式
----------------	---------------	--------------	---	--------------

(敬称略)

本館10階  
大会議場

# キャンパス案内図



# 抄 録



=====  
■■オープニング・ワークショップ■■ 場所 本館 2階 1253教室  
9:30~10:30  
=====

「ここが知りたい！つながりたい！研究活動」

## 2017 年度日本社会福祉学会関東地域部会研究大会

### オープニング・ワークショップ「ここが知りたい！つながりたい！研究活動」

#### 1. 趣旨

みなさんは、日頃の研究活動を行っているなかで、「ここは難しいなあ、もっと詳しく知りたいなあ」と感じている部分はありませんか？

今回は、その点についてテーマ毎のグループに分かれて、学会参加者同士で情報交換を行い、今後の学会活動に反映させる機会にしていきたいと考えています。そこには、学会で活動しているベテラン研究者もアドバイザーとして参加します。参加者同士での情報交換にとどまらず、ネットワークを作ることもねらいです。

研究活動に携わる人どうしで、語り合ってみませんか。なお、集約された意見は学会ニュース等で皆様にお伝えするとともに、今後の学会における企画にも反映していきます。  
(担当：日本社会福祉学会若手・女性研究者に対する支援検討委員長、立正大学 保正友子)

#### 2. タイムスケジュール

9：30～9：40 趣旨説明・話題提供

9：40～10：30 グループでの情報交換・意見集約

司会者・書記決め

情報交換

- ・簡単な自己紹介
- ・研究活動を行って難しいと感じる点
- ・もっと詳しく知りたい点
- ・それらの点について、これまで自分はどうのように対応してきたのか

#### 3. グループテーマ

グループテーマ	アドバイザー
①質的研究方法 (グラウンデッド・セオリーアプローチ、実践研究)	淑徳大学教授 稲垣美加子
②質的研究方法 (ナラティブアプローチ、テキストマイニング)	駒澤大学教授 荒井浩道
③量的研究方法	ルーテル学院大学教授 山口麻衣
④歴史研究	東洋大学教授 金子光一
⑤政策研究	首都大学東京教授 岡部卓
⑥現場との共同研究	日本社会事業大学准教授 贅川信幸

=====  
■■自由研究報告■■場所 本館 3階 1303教室~1308教室  
10:45~12:25  
=====



---

第1分科会 場所 本館 3階 1303教室

---

10:45～11:15

①【研究報告部門】

児童養護施設におけるライフストーリーワークの可能性と課題  
—子どもの貧困と連鎖解消の糸口として—  
日本大学法学部公共政策学科 山村 りつ

11:15～11:45

②【研究報告部門】

知的障害児福祉は何を担ってきたのか  
—措置委託の歴史的検討を通して—  
一橋大学大学院博士後期課程3年 原田 玄機

11:45～12:15

③【研究報告部門】

少年院における社会復帰支援の取り組みと課題  
—X女子少年院におけるインタビュー調査から—  
日本大学 仲野 由佳理

■座長：林 浩康氏（日本女子大学）

## 研究報告部門

# 児童養護施設におけるライフストーリーワークの可能性と課題 —子どもの貧困と連鎖解消の糸口として—

日本大学法学部公共政策学科 山村りつ (7820)

〔キーワード〕 ライフストーリーワーク、生き立ちの整理、インタビュー調査

## 1. 研究目的

近年、子どもの貧困への社会的問題意識の高まりに伴って、児童養護施設で生活する子ども達にも注目が集まっている。児童養護施設からの進学率の低さは、子どもの貧困における重大課題である貧困の連鎖の一つの形態として問題視され、大学進学のための支援の充実や、そもそもより家庭的な環境での養育が相応しいということから里親委託の促進にまで話はひろがる。そのような状況下で、児童養護施設を退所する児童のその後の生活を左右する可能性があるものとして、ライフストーリーワーク（以下、LSW）といわれる取り組みに注目が集まっている。この取り組みは、施設によっては真実告知、生き立ちの整理、親子関係の整理など異なる名称を取りながらも、基本的には子どもが自らの家族関係や現在の状況を理解するためのものとして、さまざまな児童養護施設で行われている。

一方で、多くの実践があるにも関わらず、わが国においてその現状は十分に把握されておらず、またその手法の構造化や理論化も十分とは言い難い現状がある。当然、その効果についても実証的なデータを得るに至っていない。上述のように様々な名称で呼ばれていることも、その現状を示しているといえる。しかしながら、LSWは社会的養護の下で養育を受ける子どもにとって様々な効果が期待できるものであり、特に退所後の自立した生活やその前提である退所後の生活を見据えた入所中の自立支援への主体的な取り組みにも大きな意義をもつものだと考える。

そこで本研究では、このようなわが国の LSW への取り組みの現状には LSW を行ううえでの課題があるのではないかと推察し、その課題を明らかにすることを大きな目的として LSW およびそれに類する取り組みを行う児童養護施設の職員へのインタビュー調査を行った。さらに、課題と同時になぜ行うのかという問いかけから、LSW 等の取り組みを行う理由として退所後の児童の生活に与える効果についても調査で尋ねている。

## 2. 研究の視点および方法

本研究では、現在の LSW 等の取り組みについての研究の現状を踏まえ、まずはその実践に従事する者から LSW 等の取り組みの現状について尋ねることが、その現状を明らかにし効果や実施上の課題についての糸口を掴むためには最善と考えた。そこで、以下に示すようなインタビュー調査を行った。

〔調査の概要〕

対象：児童養護施設において LSW 等の取り組みを行っている（もしくは行ったことのある）職員

人数：11 人（計 4 施設）

方法：1 対 1、もしくは 1 対 2 による半構造化面接

期間：2017 年 8 月～2017 年 12 月

- ・調査では、事前に下記の質問項目を示すとともに調査の目的等を明らかにしたうえで、同意書への署名を得た上で行った。
- ・1 回の調査はおおむね 1～2 時間以内で、各施設の面談室等の個室を使用し、1 つの施設につき 1 日もしくは 2 日に渡って複数の職員へのインタビューを行った。インタビューの場所およびインタビューの順番については、業務の都合等もあり施設に一任した。
- ・インタビューの内容は録音し、逐語録に起こしたあと各インタビュー対象者に個別に示して内容の確認を行うとともに、内容の分析について許可を取った。
- ・許可を得た逐語録について分析を行い、研究の目的に従って考察を行った。

〔質問項目〕

- ・LSW 等の取り組みが児童養護施設の子どもの行動に与える影響
- ・その影響が、子どもたちの退所後の生活に与える影響
- ・LSW 等の取り組みとして実際に何が行われているのか
- ・LSW 等の取り組みを行ううえでの課題

## 3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、事前に以下の用な点について調査計画を明らかにし、その方法について同志社大学倫理委員会の承認を得た。（承認番号：17003）

- ・調査への同意について（特に施設職員と施設の関係への配慮）
- ・インタビューでの発言内容についての訂正、取り消しの方法について
- ・インタビューで得られる情報（特に施設児童について）の取り扱いについて
- ・インタビュー記録等のデータの保管方法について

#### 4. 研究結果

インタビュー調査の分析から、次のような点が示された。

[LSW の取り組みの実状]

- ・一定の期間や機会を設けて集中的にやる場合と、日常的なかかわりの中で行う場合がある。
- ・子どもを中心に行うだけでなく、親も巻き込んで行っている施設もある。
- ・すべての児童に同様の取り組みを行えている施設ばかりではない（また、それがいいのかも疑問）。
- ・適したタイミングについては、比較的共通の認識がみられる。

[LSW 実施における課題]

- ・すべての児童に十分な時間をかけるための職員数がない。
- ・職員の間でも LSW についての意識や意欲の違いがあり、また知識や技術の差もある。
- ・取り組みについては施設長などの主導する人間の存在が大きく影響をする。
- ・家族の情報については児童養護施設の権限の範疇を超えるものもあり、施設単独でやるには限界がある。

[LSW の効果]

- ・直接的に自立への効果をみることは難しい（タイミングや因果関係の明示という点）。
- ・ただし、取り組みによって明らかに行動に変化がみられ、それは今後の児童の生育にとってよい方向に働く変化となっている。
- ・将来的な自立だけでなく、家庭復帰のための準備としても効果がある可能性がある。

#### 5. 考察

今回の調査で聞き取りを行った LSW 等の取り組みの効果については、直接的な退所後の自立生活に「効果」としてみられるものはインタビューの中では語られなかった。しかしながら、特に人間関係や、将来の目標についての子どもの変化が語られ、それらは将来的な彼らの生活に有利になるものと考えられた。子ども達に当初みられたいわゆる「問題行動」の根底にあるものを、ある施設職員は「自分が何者か分からない不安」と表現した。それが LSW 等の取り組みによって整理されることにより、その不安が軽減されることが良い行動変容につながっている可能性が示唆された。また、親と暮らせない事情を理解することは、親の事情や心情を理解することにつながり、それは「親に愛されていないのでは」という疑問を払しょくする手助けとなる。このような認識の整理を経て、子ども達は自分自身の存在を肯定的にとらえることができるようになるのではないかと考えられる。

自分自身を肯定的にとらえる感情、いわゆる自己肯定感とは、その欠如や低下が子どもの貧困における貧困連鎖の一因となることが指摘される点でもある（山村 2016）。児童養護施設で生活する子ども達は、物質的な不足というよりは、他の子どもには「当たり前」にある親との生活を失うことから親から自分に向けられる肯定的感情を得る機会を失うことや、またそもそも自分の存在に対する不確実性から、この自己肯定感に影響を受けることが考えられる。この点に対して、LSW 等の取り組みは、一定の効果をあげることが期待できるのではないかと考えられた。

それでは、そのような取り組みがすべての子ども達に提供されるようにするにはどうすべきか。いいかえれば、なぜそのような取り組みが現在、児童養護施設における基本的な取り組みとして実施されない状況にあるのか。その理由の一つは、その効果が十分に実証されていないためであると考えられる。そして、さらにその要因には次のような実施上の課題がある。

まず、そもそも、それを十分に行えるだけの施設の職員体制が整っておらず、そのため実施している施設は施設長や有志の職員の「勉強」を基盤に、いわば手探りで行っている部分がある。そのような独自の取り組みであるために、情報や知識の集積およびその伝達が行われにくい状況になる。一定の地域における専門職間のネットワークや、有志による勉強会などでの共有を除けば、そのような実践が共通のものとして認識されることもない。

2つ目の理由として、日本では上記のように施設によって様でない形態がとられた結果、従来の LSW が示すような構造化された「ワーク」としての取り組みだけでなく、日常生活における児童と職員の「関わり」までも含めている場合があり、さらにその実践を多様なものとした結果、定式化されたものを導き出すことが難しくなっている。

このような実践上の課題の結果、実証の前提としての明確な枠組みが多様で曖昧ものとなっている。それが効果を目に見える形にすることを難しくし、効果が明確でないためにそれが必要なものであるという認識が定着しないことで、いつまでも個々の施設や一部のグループなどの個別的な取り組みから脱することができないという悪循環をみることができる。

## 知的障害児福祉は何を担ってきたのか —措置委託の歴史的検討を通して—

一橋大学大学院博士後期課程3年 原田 玄機 (009041)

〔キーワード〕 精神薄弱児施設、家族、児童相談所

### 1. 研究目的

現代日本の知的障害児者政策の大きな論点は入所施設であるが、もとは精神薄弱児施設や精神薄弱者援護施設といった入所施設の目的は、訓練指導等を中心に構想されていた。一方実態としては、施設入所者よりも在宅者の方が中心であったことが国際比較的にも示されている（渡辺 2000）。だとするならば、知的障害児者のための機関は、どのような役割を担ってきたのだろうか。

本報告では、知的障害児者のための機関のなかでも、精神薄弱児施設が担ってきた役割の一端を明らかにする。戦後の精神薄弱児施設に関する先行研究では、主に1970年代初頭までを対象として、社会福祉法人滝乃川学園・津曲裕次監・編（2011）が東京の施設、岡本（1983）が奈良の施設について社会的背景を含め入所者の特徴を検討しているものの、精神薄弱児施設の在籍者は、養護学校義務化の決定もあった1973年度を頂点としてその後減少しつづけており、現在に連なる1970年代半ば以降の精神薄弱児施設の役割は明らかではない。また当時は、主に児童相談所からの措置によって施設入所しており、児童相談所が措置しようとした児童の特徴を明らかにすることが、精神薄弱児施設の役割の解明に重要であろう。

そこで本報告では、児童相談所が精神薄弱児施設に対して、どのような児童の措置を依頼したのかを歴史的に検討することを通して、精神薄弱児施設が担ってきた役割を明らかにする。加えてここで対象とする知的障害児がその後成人していくことを踏まえれば、知的障害歴史研究への貢献、その後の知的障害児施設に関する知見のみならず、成人知的障害者処遇に対する知見に示唆を与えるものともなるだろう。

### 2. 研究の視点および方法

上記の課題を明らかにするため、精神薄弱児施設 A 学園（東京都所在。戦後の早い段階で認可）に残された児童相談所からの措置依頼の際に送られた資料のうち、様式がほぼ統一されている1978年から1988年までのケースについて、年齢・措置依頼の理由・障害程度の分析を行うことで、児童相談所がどのような知的障害児を措置しようとしていたのかを明らかにする。A 学園は現存する知的障害児者施設であり、精神薄弱児施設が減少していくなかで、行政から期待された知的障害児施設の役割を現在に至るまで果たしてきた施設だと位置づけられる。

### 3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針に則り、使用する資料は、匿名化して記録し、本人が特定されないかたちで使用する。加えて、原稿は A 学園の担当理事に確認をいただいた。また「精神薄弱」は現在では使用されないが、歴史的な用語として本稿では使用する。

### 4. 研究結果

対象となるのは173ケース（男124、女49）で、相談時点での平均年齢は10歳（2歳～17歳）であった。主な措置依頼理由を、主訴内容・調査者の意見から分類すると、①「親・家族の病気・出産・離婚・養育能力等の

		障害程度						計
		最重度	重度	中度	軽度	測定不能	不明	
措置依頼理由	①親・家族の病気・出産・離婚・養育能力等の家族環境	1	38	19	4	0	7	69
	②他のきょうだいに障害がある	0	3	0	0	0	1	4
	③親・家族の拒否感	0	0	0	0	0	1	1
	④親・家族の疲労	0	2	0	0	0	1	3
	⑤子どもの障害ゆえに家族の養育困難・疲労	1	28	10	2	0	9	50
	⑥複合的理由	0	12	3	1	0	3	19
	⑦訓練	0	4	0	0	0	1	5
	⑧その他	0	5	5	1	0	0	11
	⑨具体的記述なし	0	2	2	0	1	6	11
計	2	94	39	8	1	29	173	

「家族環境」が 69、②「他のきょうだいに障害がある」が 4、③「親・家族の拒否感」が 1、④「親・家族の疲労」が 3、⑤「子どもの障害ゆえに家族の養育困難・疲労」が 50、①～③のいずれかと⑤の理由が複合している⑥「複合的理由」が 19、⑦「訓練」が 5、⑧「その他」が 11、⑨「具体的記述なし」が 11 となった。障害程度を、療育手帳の度数、ない場合は IQ 等の記述から分類すると、「最重度」が 2、「重度」が 94、「中度」が 39、「軽度」が 8、

「測定不能」が 1、「不明」が 29 となった。措置依頼理由と障害程度をクロス表にすると、表のようになった。

## 5. 考察

4. から、家族環境の問題と障害程度の重さが重なる児童を、児童相談所が措置しようとしていたことが明らかとなった。社会福祉法人滝乃川学園・津曲裕次監・編（2011）は重度化傾向を指摘しつつも必ずしも家族の理由が増えていくとは記述しておらず、岡本（1983）は家族の問題が存在するとしながらもそれがどの程度の割合を明らかにしていなかった。本報告では、対象とした時期について、重度であり家族に問題を抱える児童が精神薄弱児施設に委託されようとしていたことが数値を踏まえつつ明らかとなった。

こうした児童は、障害という面のみならず、家族環境の難しさという面でも、当初精神薄弱児施設の対象と想定されていた訓練を通じた社会復帰が困難だったと思われる。養護学校義務化を始めとした社会資源の増大と精神薄弱児施設の縮小のなかでは、他の社会資源では処遇することの難しい児童たちを取り扱うことこそ、精神薄弱児施設が求められた役割だったことが示唆される。またこの知見は、成人に関する相談記録の分析を行った武市（2001；2005）の知見とも整合的であって、こうした児童がその後の入所施設の拡大の要因の 1 つとなったと思われるが、これにとどまらず、グループホーム等の地域生活の基盤をつくっていく施設側からの要因になった可能性がある。

今後の課題としては、家族状況等のより詳細な分析や養護学校義務化以前との比較がある。加えて、本報告の知見は、障害程度と家族の養育力という 2 軸が知的障害児者処遇にとって重要であった可能性を示唆しており、障害程度が重く家族に困難を抱えるという類型以外の知的障害児者のための機関がどのようになっていたのかを分析する必要があるだろう。

## 参考文献

社会福祉法人滝乃川学園・津曲裕次監修・編集，2011，『知的障害者教育・福祉の歩み——滝乃川学園百二十年史下』大空社。

岡本藤治郎，1983，「奈良県における精神薄弱児・者処遇史の基礎的研究（Ⅰ）」『大阪教育大学障害児教育研究紀要』（6）：139-150。

武市敏孝，2001，「知的障害者の入所型更生・授産施設利用に関する調査研究——県立複合援護施設利用申請者の実態分析」『発達障害研究』22(4)：335-341。

———，2005，「知的障害者の地域生活を支える援助体制について——入所施設利用申請者の申請事由分析」『発達障害研究』26(4)：268-278。

渡辺勸持，2000，「日本におけるグループホームの成立と特質——欧米との比較」（博士論文）。

## 研究報告部門

### 少年院における社会復帰支援の取り組みと課題

#### —X 女子少年院におけるインタビュー調査から—

○ 日本大学 氏名 仲野 由佳理 (009260)

田中 奈緒子 (昭和女子大学・009266)、安藤 藍 (首都大学東京・008900)

キーワード：矯正教育、社会復帰、少年院におけるケースワーク

## 1. 研究目的

本研究は、X 女子少年院での社会復帰支援に関するインタビュー調査から、社会復帰における多機関連携の課題の検討を目的とする。

社会復帰支援をめぐる国際的な動向として、施設内処遇から社会内処遇への移行がみてとれる。さらに、2015年に施行された新しい少年院法（以下、新法）は、矯正教育に加え、社会復帰支援の充実化を目指す。岩浪（2016、p.21）は、「個々の在院者のニーズを踏まえ、『今ここ』で必要な矯正教育を実施するとともに、在院者の『これから』を見通し、彼らに必要な支援とその具体的実施方法を示し、社会につながること」が重要であると指摘する。つまり、少年に対する連続的な処遇・支援を目指し、施設内処遇における矯正教育等と社会内処遇における保護観察の一層強固な連携が重視されるようになった。一方、非行少年・犯罪者処遇をめぐる調査研究は、日本の施設内処遇（矯正教育等）を高く評価してきた。非行や犯罪からの更生／立ち直りにおいて、司法の枠組での「社会からの隔離機能」と、定められた期間での集中的な介入は、一定の役割を果たしてきたことがわかる。

新法に象徴される問題意識のもとに始まった社会復帰支援の充実化の取組によって、少年院の現場では何が変わり、どのような課題が見えてきたのか。

## 2. 研究の視点および方法

本調査は、「少年の社会復帰に関する研究会」（研究代表・駒澤大学伊藤茂樹）調査の一環として実施した。X 女子少年院の社会復帰支援を担当する部門に関わる法務教官及び社会福祉士の計7名（A～G）に、各60分程度の半構造化面接を行った。主な質問項目は、社会復帰支援の具体的内容、在院者に対する配慮・工夫、社会復帰へ向けた調整の課題などである。内容はICレコーダーで録音し、録音した音声文字起こしして分析に使用した。

調査を実施したX女子少年院は、平成24年度から非常勤の社会福祉士を配置し、加えて就労支援スタッフを採用している。発達障害や薬物依存の後遺症などで医療・福祉的サポートを必要とするケース、就労経験に乏しい女子少年への資格取得・ハローワーク活用に向けた支援を行うケースなど、多機関との連携を強化しながら様々な試みを行っている。

## 3. 倫理的配慮

調査の実施にあたっては、法務省矯正局及び調査対象であるX女子少年院と協議を重ね、本調査に関

するガイドラインを作成し、協定書を策定した。ガイドラインは、日本社会学会倫理要領及び社会福祉学会倫理指針を踏まえ、調査協力者のプライバシーの保護と人権の尊重に配慮して作成した。調査の実施にあたっては、事前に調査協力者へのインフォームド・コンセントを行い、同意書を取り交わした。また、データの公表については適宜、X女子少年院及び調査協力者と協議するものとした。

#### 4. 研究結果

インタビュー調査の結果、①「犯罪・非行」により可視化される社会的困難への対応、②領域を越えた共通理解の形成、③施設内処遇の充実強化による「落差」の拡大・調整、という3つの課題がみえてきた。

①は、保護処分を受けることで明らかになる、家庭内の問題（虐待や貧困）、少年自身の障害、生活上の問題（異性関係のトラブル、家出による住民票の失効）、保護者の福祉・精神的な問題、をめぐる課題である。特に女子の非行少年は、入院以前の学校・就労経験から、学生生活や「昼間の仕事」に対するイメージを持ちにくく、定着への意識も低いという。そのため②のように、就職先となる企業、帰住先となる福祉施設、学校が、『非行や犯罪を経験してきた少年』とは、どのような少年か」を踏まえ、社会復帰支援に関する共通理解を形成できるかが重要である。少年院、企業、福祉施設、学校の連携を模索する過程で、それぞれの機関の特性や制度的な違いに対する理解も深まりつつあると語られた。

しかし、出院時に「少年の抱える社会的困難」が解消・緩和されるとは限らず、「まだまだ自分で立てない状態で帰る」ケースも少なくない。この時、在院中の手厚い支援に慣れた少年が、出院後の生活で「一社会人」としての扱いに「落差」を感じて「つまづく」ことがあるという。それに対して、切れ目のない連続的・複層的支援（ソフトランディング）への課題として③が語られた。

#### 5. 考察

新法施行にともない法定化された社会復帰支援については、いかにして各施設に固有の文脈に応じて実施していくのかなど、支援の定着に向けて課題を整理する段階である。特に、様々な社会資源との連携が始まる中、法務教官のあり方や少年院における社会復帰支援の方向性にも、変化が生じてくるものと思われる。それらの「変化」を踏まえ、施設内処遇と社会内処遇だけではなく、司法の枠組みを離れた後のアフターケアを含めた連携体制をどのように構築していくのか、マクロ・レベルで支援の枠組みを検討する必要があるだろう。

（なお、本研究はJSPS科研費JP15K04375の助成を受けたものです。）



---

第2分科会 場所 本館 3階 1304教室

---

10:45～11:15

①【研究報告部門】

地方自治体における医療的ケア児施策の展開方策  
—政令指定都市の実態調査を踏まえて—

川崎市健康福祉局企画課／立教大学大学院博士後期課程2年 竹田 幹雄

11:15～11:45

②【研究報告部門】

貧困家庭の子ども支援のスクールソーシャルワーク  
—東京都内のインタビューからの実践モデル仮説—

日本社会事業大学 内田 宏明

11:45～12:05

③【実践報告部門】

市町村スクールソーシャルワーカーの現状と課題  
A市での実践をとおして

佐野日本大学短期大学 岩田 健

■座長：田嶋 英行氏（文京学院大学）

## 研究報告部門

### 地方自治体における医療的ケア児施策の展開方策

#### —政令指定都市の実態調査を踏まえて—

川崎市健康福祉局企画課／立教大学大学院博士後期課程2年 竹田 幹雄 (5054)

〔キーワード〕 医療的ケア児、地域生活支援、地方自治体

## 1. 研究目的

医療的ケア児施策の推進に向けて、国は様々な制度や事業を打ち出してきているが、これらを活用して地域のニーズに即した支援を提供していくのは、地方自治体の役割である。しかしながら、地域で生活する医療的ケア児の実態はほとんど明らかになっておらず、社会的な支援が十分に行き届いていないことから（高橋 2016：1429）、2016年の改正児童福祉法によって全市町村に障害児福祉計画の策定が義務付けられるとともに、2018年度末までに医療的ケア児支援に関する保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場を設置することとされている。

地方自治体には、こうした取り組みを通じて、支援ニーズを適切に把握するとともに、地域資源の開発やネットワーク化を図っていくことが期待されているが（山本 2015：158）、医療的ケア児のニーズが希少かつ複雑であることや、医療・福祉・教育といった分野を跨いだ調整が必要となるため、十分な進捗が見られない自治体が少なくない。

こうした状況を踏まえ、本研究は、政令指定都市における実態を調査・分析することを通して、地方自治体の医療的ケア児施策の課題を明らかにするとともに、展開方策を示していくことを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

施策の対象となる人数が少ないことや、広範かつ高度な施策的対応が求められることから、医療的ケア児と社会資源がある程度まとまって存在している大規模な自治体であって、関係事務事業の実施権限が集約されており、行政運営体制も充実している政令指定都市を対象として調査を実施することとした。その上で、各政令指定都市の医療的ケア児の実態把握や支援施策の検討・実施状況、関係機関との連携に関する取り組み状況について分析することにより、地方自治体の医療的ケア児施策における企画立案や調整の方法について検討を行うこととした。

調査方法については、全20政令指定都市の医療的ケア児施策所管課に対して、電子メールにより調査票を送付・回収することとした。調査期間は2017年8月から10月であり、全都市から回答を得た。（回答率は100%）

## 3. 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を順守して行うとともに、調査の実施に当たっては、立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会の承認を得た。

## 4. 研究結果

①医療的ケア児の実態把握については、保護者や福祉施設・事業者等に対して調査を実施している都市が9市、小児慢性特定疾患医療費助成の受給状況や保育園・学校への入園・就学時の情報を活用している都市が11市（調査を実施している都市と重複あり）あったが、全く実態を把握していない都市が6市あった。また、国が2018年度末までに設置を求めている関係機関の協議の場については、すでに設置している都市が6市、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定される協議会（自立支援協議会）等において協議している都市が4市となっており、未だ医療的ケア児について協議・検討する場がない都市が10市と半数に上った。

②医療的ケア児に関する施策の実施状況については、医療機関等におけるレスパイト事業を実施している都市が10市、福祉施設・事業者等に対して受け入れ補助等を実施している都市が7市（レスパイト

ト事業を実施している都市と重複あり)であり、これらの事業を実施していない都市は6市であった。また、医療的ケア児が医療機関や福祉施設・事業者等における一時入院・短期入所等を円滑に利用できるよう調整を図っている都市は9市、在宅サービス等の利用支援等を行っている都市が6市(一時入院・短期入所等の利用調整を実施している都市と重複あり)であり、こうした支援を行っていない都市は7市であった。

- ③医療的ケア児に関する施策の実施状況と協議の場の設置状況との関係について分析すると、レスパイト事業や一時入院・短期入所等の利用調整といった医療的ケア児施策として一般的な事業の実施に関しては、協議の場が設置されている都市も設置されていない都市もほぼ同数であったが、それ以外の先駆的な取り組みが実施されているのは、協議の場が設置されている都市がほとんどであった。
- ④医療的ケア児に対する専門的な相談等の実施状況については、児童相談所において専門職による相談等を行っている都市は6市であり、残りの14市は、判定や措置以外の支援は実施していない状況であった。また、児童発達支援センターや児童発達支援事業所において専門職による相談等を行っている都市が14市あった。
- ⑤医療的ケア児に関する専門的な人材の育成状況については、市として研修を実施したり、関係機関の研修に協力している都市が9市であり、残りの11市は、研修の実施や協力を行っていなかった。

## 5. 考察

医療的ケア児施策を推進するためには、既存施策の対象にはならないケースが相当数存在していることが想定されるため、独自調査を実施する等して実態を把握することが不可欠であるが、政令指定都市であっても独自に詳細な調査を実施している都市は半数以下に止まっており、全国的に実態の把握が進んでいないことが推察された。調査手法を標準化する等して、母子保健部門や教育部門等と連携した取り組みが促進されるようにしていくことが必要であると考えられる。

また、政令指定都市であっても半数の都市で協議・検討の場がなく、3分の1の都市でレスパイト事業や一時入院・短期入所等の利用調整を実施していない状況であったことから、多くの自治体では、医療的ケア児が政策課題として十分認識されていないことも推察された。その一方で、先駆的な取り組みを実施しているのは、協議の場を設置している自治体がほとんどであったことから、医療的ケア児施策の推進するために、協議の場の活用が有効であることが明らかになった。

そして、政令指定都市の児童相談所のうち3分の2は、判定や措置以外の支援は実施しておらず、医療的ケア児に対する専門的な支援を実施できていない状況が明らかになった。その一方で、3分の2の都市は、児童発達支援センター等において専門的な相談を実施しており、医療的ケア児施策を推進していくに当たっては、臨床現場を有する施設等との連携が重要であることが推察された。

ただし、医療的ケア児を支援できる資源の運営主体・形態・組織体制には、地域差が大きいことに留意する必要がある。このため、地域特性に応じて柔軟に活用できる支援モデルを構築することが必要であり、例えば、①医療機関主導型、②障害児福祉施設主導型、③行政機関主導型、④協議会型といったタイプを想定することができるが(中村 2016: 160)、いずれのモデルにもメリット・デメリットがあり、児童相談所において専門職による相談支援を行っている都市、障害児通所施設等において通所・外来以外の支援は実施していない都市のいずれもが、少数ではあるが存在していることを踏まえると、どのような支援体制とするかは、地域の実情に応じて選択されることになると思われる。いずれにしても、医療的ケア児支援に精通した人材の確保が重要であるが、政令指定都市の半数の都市において、医療的ケアに関する研修を実施していない。支援体制構築に向けて、専門的な人材育成についても、今後の取り組みの柱としていくべきである。

## 参考文献

- 中村和夫(2016)「わが国の現状と方向性－厚生労働省小児等在宅医療連携拠点事業の成果と課題」『小児科診療 79 (2)』 pp.157-162
- 高橋昭彦(2016)「小児在宅医療と暮らしの現況」『小児科 57 (12)』 pp.1425-1431
- 山本雅章(2015)『地域で暮らす重症者の生活保障－自治体職員の役割と行政職員たちの挑戦』クリエイツかもがわ

## 研究報告部門

### 貧困家庭の子ども支援のスクールソーシャルワーク - 東京都内のインタビューからの実践モデル仮説 -

日本社会事業大学 内田 宏明 (4962)

〔キーワード〕 スクールソーシャルワーク、子どもの貧困、フォーカスグループインタビュー

#### 1、研究の目的

子どもの貧困が大きな社会問題化する中で、「子供の貧困対策大綱」が示されスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の1万人配置が指標とされた。それに基づき各自治体においてSSWの配置が急速に進められているものの、その勤務形態の在り方、実践の理論化はこれからの大きな課題として残されたままである。結果として、自治体ごとにその在り方は多様な状態で放置されたままである。子どもの貧困については大規模な数量調査により、その実態が明らかになってきているものの、その認識の下で具体的にSSWが個々のニーズを把握し、かつどのような支援をなす必要があるのかは、まだまだ明らかにされていない。本研究は、都市部の貧困が顕著である東京都のSSWの子どもの貧困に対する支援実践について質的調査によりその実践の現状及び課題を可視化することを目的とする。

#### 2、研究の問題意識

本研究の学術的な問いは、SSWによって貧困家庭の子どもを支援することが可能なのかということである。そもそも子どもの貧困は、「見えない」といわれており、誰がどのような支援ニーズを抱えているのか十分な把握がなされていない。統計数字的には、平成27年において子どもの貧困率について13.9%（うち一人親家庭50.8%）と出されている。また、首都大学東京の阿部彩教授の相対的剥奪指標による数量調査がなされている。しかしながら、数量的な把握のみでは具体的な生活像、支援ニーズは見えてこない。従って、いかなる職種が対応するのが適切なのか、検討する資料さえ整っていない状況といえる。つまりは、SSWがこの課題に貢献しうるのか、否かについて未だにほとんど知見がないのである。

本研究の目標は、貧困家庭の子どもの支援ニーズをSSWがアセスメントする方法論の確立である。この方法としては、SSWの現状の実践内容を把握し、子ども貧困を可視化できている場合はその評価点、可視化できていない場合は課題点を抽出する。その上で、その認知の構造を明きからにする。その上で、質的調査によりグットプラクティスの実践構造を明きからにする。研究の過程は以下である。

①東京都内のSSWで質的調査に応諾したところについて、SSWへのフォーカスグループインタビューにより貧困家庭のニーズ把握方法及び支援の展開について聞き、逐語録を作成する。

②その逐語録を基にインタビューに協力したSSWにより、KJ法を用いてカテゴリー分析を行う。

#### 3、調査内容

##### (1) 調査方法

調査期日：第1回2016年9月11日(日)、第2回2017年1月22日(日)、第3回2017年8月20日(日)

倫理的配慮：本研究は、日本社会事業大学研究倫理委員会の承認を受けて、調査を実施した。

SSWのバックグラウンド：東京都内区市町村教育委員会所属5名

教育歴：大学卒社会福祉士が共通している。

調査方法：フォーカスグループインタビュー

##### (2) 質問内容

##### 1. 子どもの貧困について

##### 1) あなたの捉えている子どもの貧困の現状

- 2) 子どもの貧困から生じている2次的影響
- 3) 貧困の外的要因
- 4) 文化的背景、社会的特徴から影響を受ける子どもの状況（宗教、子どもの地位、性差等）
- 2. S S W実践の子どもの貧困に対する効果
  - 1) 子どもの貧困に対するミクロ的效果
  - 2) 子どもの貧困に対する地域を含むメゾ的效果
  - 3) 子どもの貧困に対するマクロ的效果
- 3. S S Wの専門性
- 4. 子どもの貧困に対するS S Wの支援の限界と現在の課題

#### 4. フォーカスグループインタビューの逐語録のKJ法による分類

(1) S S Wが子どもの貧困をどのように認識しているかを示している。つまり、背景要因として、ひとり親家庭・外国籍・親の精神疾患が見えており、その中での貧困は、「社会的孤立」状況として、したがって「関係性希薄」な状態像であり、結果的に「生活体験が乏しい」子どもとして目に映っているのである。

(2) 家庭の貧困状態が子どもにどのように影響を与えるのかについてS S Wは、3つの局面に着目している。①学校局面②家庭局面③子ども本人における影響である。①学校局面については、貧困が結果として「不登校」「いじめ」「学力低下」「非行」として現出すると認識している。②家庭局面においては、「生活困難」「DV、虐待」「若年妊娠」「孤立」として現出すると捉えている。③子ども本人については、「自己肯定感の低下」「夢・進路が描けない」状態につながると捉えている。

(3) 子どもの貧困はなぜ起こってくるのか、その外的要因をS S Wがいかに捉えているかを示している。大きく分けると、政策面課題及び社会構造上の課題が子どもの貧困の原因になっていると捉えている。政策については、「国からのネグレクト」と言っているほどの放置状態であり、もともとは「大人（親）の貧困」の問題に対する有効な政策的手だてがないことが問題であり、各「制度の狭間」が政策の不備を生じさせ、結局は貧困状態に陥ってからの「事後的対応」しかとられていないと認識している。大人の貧困については、「生存権保障の不備」があり、「親の雇用状況」が直に子どもの貧困につながっているという問題を生じ、特に「女性（母子家庭）の貧困」に顕著に表れていると認識されている。

(4) 子どもの貧困の支援に当たるS S Wに求められる専門性についてまとめたものである。①価値・倫理②理論・アプローチ③知識④技術・スキルに大別された。なかでも、②理論・アプローチについては、まずは「子どもの声を聴く」という「子ども中心」のアプローチの重要性が強調されている。また、③知識面においては、「社会問題の理解」をしたうえで、その社会の中での「生活問題の理解」を図らなければならないことが確認された。そして、④技術・スキルについては、「学校との協働」を推進する力の重要性が浮かび上がった。

(5) S S Wが考える今後の子どもの貧困支援における課題についてまとめた。これに関しては、①政策・制度②S S W基盤整備③校内支援体制④地域支援体制の4つに分類された。①については、まずは国が明確なビジョンを示し、それに基づき自治体が施策を推進し、ポイントとして子どもの貧困に関する福祉、教育、就労支援等の総合相談体制を確立することが重要とされた。②については、S S Wの基盤整備を図り支援の有効性を高めるために、雇用条件を改善し配置をさらに拡充していくこと、専門性なかでも子どもの権利擁護に関する知識・技術の向上の必要性があげられた。③の校内支援体制確立における課題として、学校教育と社会福祉が共有できる理念の形成、つまりは「学校・福祉の理念形成」が求められるとされた。そして、最も強調されたのが、④の地域支援体制の構築であり、学校だけでは子どもの貧困問題は解決しえず、「関係機関の連携」による「地域支援体制」をいかに構築していくかが大きな話題となっていた。

## 実践報告部門

### 市町村スクールソーシャルワーカーの現状と課題

#### A市での実践をとおして

佐野日本大学短期大学 岩田 健 (6037)

[キーワード] スクールソーシャルワーカー、不登校、保護者支援

#### 1. 研究目的

文部科学省が2008年から開始したスクールソーシャルワーカー活用事業は、いじめや不登校、家庭内暴力や虐待などの問題行動の背景に、家庭や学校、友人関係や地域社会とのつながりなど、児童生徒を取り巻く環境との不調和への対応が求められている。A市においても2017年度から、市教育委員会(以下、市教委)により「心の教室相談員家庭相談員」の名称でスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)が配置された。本稿では、その活動をとおして得た現状と課題について報告する。

#### 2. 研究の視点および方法

A市には小学校が20校、中学校が9校ある。SSWは、市教委に派遣要請のあった学校を中心に訪問するが、現在のところ小学校9校、中学校5校をSSWが2名体制で対応している。A市ではSSW以外にも、心の教室相談員や心のサポーターなど、不登校などの生活課題を有する児童生徒に対し、教員以外の専門職が介入する体制を整えている。SSWはそれらの人的資源と繋がりつつ、適応指導教室や児童福祉課や子育て支援関連の機関とも連絡調整を図っている。本稿では、現在までのSSWのかかわりを、文部科学省『平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』における問題の6区分(①貧困対策、②いじめ、③不登校、④児童虐待、⑤暴力行為、⑥その他)をもとに整理する。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づくものである。さらに、日本社会福祉学会機関誌の投稿要領および執筆要領を遵守するものとする。

#### 4. 研究結果

この実践をとおして、小中学校やSSWが直面する児童生徒の生活課題の一端を示すことができた。不登校に至る過程で、児童生徒が陥りやすい事象を類型化することで、SSWが生活課題を焦点化することも円滑になるであろう。さらに、児童生徒がさらされる「いま」の課題やそのリスクを、あらかじめ回避することにもつながる。児童生徒が不登校となる前に予防的にSSWが介入することも、SSWに期待される実践であることが確認できた。

#### 5. 考察

すでに不登校状態となっている児童生徒においては、SSWは保護者との面談によって解決の糸口を探っていく。しかし、すべての保護者が不登校を問題と捉えるかどうかは、保護者の状況によって異なる。例えば、保護者自身もかつて不登校を経験していたり、登校への価値を見出していなかったりする場合、保護者支援から取り組む必要がある。さらに、支援の連携を構築するにはSSWが学校を出てネットワーキングを図ることとなる。このようなフレキシブルな対応がSSWにできるか、また、SSWの活動をサポートする市教委や小中学校の体制が整っているか、という点も重要といえる。

10:45～11:15

①【研究報告部門】

成年後見制度と意思決定支援の社会デザイン研究  
—社会モデルの変革に向けて—

日本大学大学院法学研究科研究生・立教大学社会デザイン研究所研究員  
櫻井 幸男

11:15～11:45

②【研究報告部門】

日常生活自立支援事業契約能力判定の在り方  
—カナダ BC 州代理契約法に学ぶ—  
介護保険学び舎 越川 文雄

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

児童福祉法第2条の「最善の利益」についての研究  
“interest” と “stimulus” との関係を中心として  
神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男

■座長：岡田 哲郎氏（立教大学）

## 研究報告部門

### 成年後見制度と意思決定支援の社会デザイン研究

#### -社会モデルの変革に向けて-

日本大学大学院法学研究科研究生・立教大学社会デザイン研究所研究員 櫻井幸男(009051)

[キーワード] 成年後見制度、意思決定支援、社会デザイン

#### 1. 研究目的

本稿は、わが国が超高齢社会を迎え、認知症高齢者等が増加する中、社会的重要性の高まりつつある成年後見制度と意思決定支援を多角的に検討するとともに、わが国の事例分析、外国法の比較研究、政策提言を踏まえ、社会モデルの変革に向けた社会デザインを考察することを目的とした。

#### 2. 研究の視点および方法

現状から浮かび上がる諸課題に対し、社会デザインの視点からどのように対応するのかを検討した。研究手法は、文献調査、参与観察、国内外の聞き取り調査である。文献調査は日本語と英語・伊語の文献を参照した。参与観察は認知症高齢者施設 A にて実施した。聞き取り調査は、国内の行政、社会福祉協議会（以下、社協）、NPO、大手企業幹部を対象に実施し、さらに海外 5 か国にて研究者または政府機関を対象に実施した。

#### 3. 倫理的配慮

本研究の実施および結果発表にあたって、日本社会福祉学会「研究倫理指針」を遵守すべく最大限配慮した。

#### 4. 研究結果

##### (1) おもな論点

成年後見制度は判断能力が不十分な人々の法的保護を行う制度であるが、運用に伴い副次的に発生する成年後見人の不正行為などが社会的リスクとして問題となっている。社会的リスクは、成年後見の制度設計と運用の改善を強く促している。意思決定支援は、本人の自律を尊重する福祉の手法であるが、手法が確立していない。今後は実践の積み重ねと運用ガイドラインの改訂を進め、不当威圧の発生を極力抑えつつ、手法の確立を実現する必要がある。成年後見制度の利用者は 20 万人であり、残りの人々は、親族または施設管理者などが本人を支援する「事実上の成年後見」状態にある。この人々は法的保護を受けず、詐欺に遭いやすく脆弱である。この人々を法的に保護するには、成年後見利用促進、それ以外の代替手段の活用、意思決定支援の実用化の 3 点を進める必要がある。

##### (2) 事例分析

成年後見を継続的に実践する有益な手法として、2010 年以降次第に法人後見の受任数が増加してきた。法人後見を受任する 2 種類の法人の実践活動を取り上げた。第 1 に、社協と行政、家裁、地元の有識者が連携し、成年後見制度を運用する事例として、B 市を取り上げた。第 2 に、成年後見 NPO が成年後見制度を運用する事例として、2 つの NPO-C・D を取り上げて分析した。いずれも社協と NPO の持ち味を生かしているが、課題に直面している。次に、意思決定支援の事例として、認知症高齢者施設 A を取り上げた。A では、入所する認知症高齢者と職員間に信頼関係が築かれ、認知症高齢者は意思を持つ存在として「場決定」の安心感を享受している。これは、自律を価値とする欧米型意思決定支援とは異なる、日本型意思決定支援の一つの型を表していると考えられる。

##### (3) 国際的視角

3 か国の成年後見制度を取り上げた。E 国は精神病院閉鎖後にコミュニティに戻った知的障害者・精神障害者への対応を契機に 2004 年に管理支援制度を導入した。F 国では、独自の制度として財産管理人と身上保護人を分離する成年後見が採用されている。G 国では、Mental Capacity Act (MCA) をモデルに、2010 年より G 国 MCA を施行し、自国民の要望を受けて、2016 年に法改正を行った。これらの国々とは定期的に意見交換を行う意味がある。

#### (4) 政策提言

第1に、高齢者の特性の変化に対応した高齢者法の体系化の必要性を取り上げた。米国で発達した高齢者法を参考とし、高齢者法の理念を規定し、その達成手段を具体化することで、高齢者の尊厳と権利保障を確保することを旨とする。第2に、高齢者の財産被害である金融搾取は、近親者による財産収奪が6割を占めており、被害実態が不明確で把握しづらい。諸外国の被害情報や対策事例を参照し、紛争処理と被害予防の両面に取り組むことが必要であることを示した。第3に、人口の高齢化は先進国のみならず開発途上国、とりわけアジアにおいて急速に進行している。日本は世界最先端の超高齢社会である立場を生かし、成年後見制度の法制化と運用に関する知識と経験をソフト・パワーとして、法体系がわが国と異なるG国と2か国間協力し、アジアの開発途上国に対して国際協力を行うことができることを示した。

#### 5. 考察

以上の考察に基づき、次の3点が社会デザインの構想として導出された。この3点を実行することにより、わが国の社会モデルの変革を促し、さらなる高齢化の進行する超高齢社会を乗り越える方策に資すると考えられる。

##### (1) 成年保護制度の構築

現在のところ、第1に、現行法による制限行為能力の法理による成年後見制度の申請、第2に、法的な保護を受けない代わりに事実行為として意思決定支援を受ける、第3に、成年後見制度も意思決定支援も受けずに親族や施設による「事実上の成年後見」を受ける、の3つの選択肢があるが、法的保護は現行法において成年後見制度しかない。そこで、将来、意思決定支援法（仮称）を制定し、意思決定支援および「事実上の成年後見」に関して、一定の要件を満たし、成年後見制度利用促進計画に基づく「地域連携ネットワークの中核機関」に案件が登録された場合、一定の法的保護を与える、新たな成年保護者制度の枠組みを作っていくことが構想される。

##### (2) 高齢者の多様性の尊重

脱産業化社会において多様性が重要な価値となっている。高齢者の多様性の尊重を担保するものとして、第1に、自律と本人による人生設計のカスタマイズがあげられる。本人が自らの高齢期の包括的な人生設計を作成し、公正証書にして将来に備える。この手法をできるだけ容易にし遂げるソフトウェアの開発が必要である。第2に、多様性の尊重の実現のため、社会における安全と安心の確保をめざし、高齢者に対する社会的な規制と不当取引からの保護の実施が求められる。その手法は、各地域単位でのソーシャル・ガバナンスの確立である。

##### (3) 非営利事業の役割と司法ソーシャルワーク

高齢者の多様性の尊重は、新たな公共を設定し、地方自治体の活動に非営利事業を組み合わせることによって、実現可能になると考えられる。非営利事業の活動は地域の市民によって行われ、「地域連携ネットワークの中核機関」との連携が期待される。また、法律専門職が限られた地域資源と横断的に連携し、高齢者の法的課題に取り組む司法ソーシャルワークが、地域社会の問題解決および予防対策の有効な手段となり得ると考えられる。

#### 【参考文献】

- 拙稿、2016a、“Social Design Concepts on “Dementia and Japan’s Adult Guardianship System” *Social Design Review*, 8: 142-147.
- 前掲、2016b、「認知症高齢者の生活ケアと意思決定支援に関する考察～認知症高齢者施設A」『社会デザイン研究』15: 65-75.
- 前掲、2016c、「成年後見制度の運用に伴うリスク分析～本人と後見人を中心にして」『都市社会研究』9:175-184.
- 前掲、2017a、「成年後見法制によるソフト・パワーの国際協力」『国際開発ジャーナル』2017年12月号: 29-33.
- 前掲、2017b、「国連障害者権利条約と意思決定支援の一考察」『法学研究年報』47号: 276-243.
- 前掲、2018a、「オーストラリアの成年後見制度と最近の論議」『季刊比較後見法制』7号。(2018年1月発行)
- 前掲、2018b、「法人後見NPOの役割と展開について」『社会デザイン研究』16号。(2018年2月発行)
- 前掲、2018c, “The Role of Soft Law in the Ageing Society of the 21st Century” *Interdisciplinary Social Sciences*. (2018年掲載予定)

## 日常生活自立支援事業契約能力判定の在り方

### —カナダ BC 州代理契約法に学ぶ—

介護保険学び舎 越川文雄 (8427)

[キーワード] 意思無能力無効法理法文化、法的意思決定支援、日常金銭管理・身上保護

#### 1 研究目的

2016年「日本型意思決定支援システムの構築」2017年「成年後見制度における補充性原則の意義を考える」というテーマで当学会秋季大会で口頭発表を行なった。これら発表を通して一貫して日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）の契約能力判定について、障害者権利条約（以下「条約」という）の考え方に沿うBC州同様のコンセプトを採用し、かなり重度の方をも対象とし得ることを明確化すべきだと提言してきた。他方、2017年の成年後見利用促進委員会（以下「促進委」という）での議論において、契約能力判定を厳格に行うことを前提として本事業の存在を認めていくという整理が行われた。本事業の対象者は「判断能力が不十分」であるが、「事業内容を理解し、契約能力を有する者」とするということは矛盾であるとの議論が本事業発足時から行われて来ており、今後の後見利用促進の動きとしては、この矛盾解消を理由に本事業の対象者を軽度の者に限定しようとする動きが顕在化する懸念が大きくなっている。高齢化、多様化の時代における必要な対応策として新たなコンセプトを導入すべきであり、条約整合化第1歩として後見の補充性原則の明確化と共に法的意思決定支援と評価し得る本事業の契約締結能力判定ガイドライン（以下「ガイドライン」という）見直し等を提言すべく研究を行う。

#### 2 研究の視点および方法

ガイドラインでは、障害程度による限定はなく具体的な対象範囲等は地域の判断に委ねるとしており、全社協OB山下は、保佐、補助相当の人が対象と説明している（2017年策定の成年後見制度利用促進基本計画における関連部分の記述は同じ認識によると見受けられる）。一方、一部国や県社協等の説明文では軽度が対象と記述されている。学説としては、成年後見の補完という必要性から後見類型も対象に加える必要ありという説から日常生活の自立支援という観点を強調する立場からは代理が必要となる後見対象者は対象となくいと云った諸説があるという。東京の契約締結審査会の実績としては五十嵐千葉大教授によると長谷川式7でも対象としており、このことは知的機能や認知機能といった精神医学的判定による能力ではなく、援助の必要性、本人の置かれた社会状況等を総合した能力として判定された結果によるものであろうと説明している。こうした本事業の現状を踏まえBC州代理契約法（以下「RA法」という）、その海外評価・活用事例をレビューする等により研究を行う。

#### 3 倫理的配慮

本研究の実施、成果発表に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守すべく最大限の注意を行う。

#### 4 研究結果（下記2、3のBC州引用文は、PGT日本語版パンフレットから摘出、一部修正して記述した）

1 RA法の概要(1993年成立、2000年施行、条約が求める法的意思決定支援の先駆事例として国際的評価あり) 認知症高齢者等は、財産管理について任意後見、日常金銭管理と身上保護について同意契約（以下「RA」という）による支援を受けることを main frame とし、法定後見は最後のセーフティネットとする。RAは標準型、強化型（契約時本人にかなりの意思能力が必要）の2種類がある。標準型RAは①日常金銭管理②身上保護のいずれか或いは両方について意思決定支援を受ける契約を本人が支援者（家族、知人等）との間で締結する。州の障害者自立支援プログラムとの連携（マイクロボード活用等）等が図られ、親なき後対応の役割を果たすことが出来る。契約は、本人の判断能力が低下していても能力判定手続きは不要であり、重度の障害を持つ本人が当該支援者の支援を希望し且つ信頼関係にあること等が確認されれば締結可能であり、その確認は立会人2名（弁護士等の場合は1人）に任せられる。当事者が契約書（書式はインターネットで無料ダウンロード）を作成し、立会人の立会のもと本人が署名すれば成立、発効する。これによる本人の権利制約は全くなく、支援者は代理権のみ限定的

に行使可能。本人による解約可能。日常金銭管理の支援者については不正チェックのため監視人を選任しなければならない。NGO の任意登録機関があり、そこに本人が必要情報を登録し、行政、医療、金融機関、家族等に対し開示を認めれば、それらに対し情報が開示される。不正については独立採算の準政府機関 PGT（後見信託機構）等が通告を受け、対応する仕組みになっている。支援者報酬は無料が原則、有料化も可能である。契約締結時費用も些少、大きな費用、時間を要せず支援を受けることが可能である。

2 BC州後見関連法の基本原則及び指針（RA法等後見関連法全体を対象にして Guardianship Act に規定）基本原則のトップに「全ての成年者は、意思決定が全くできないことが証明されるまで、自分で意思決定ができるものと推定される。」と規定している。指針としては次のように規定している。「① 全ての成年者は自分の希望通りに生きる権利と、他人に害を与えず、自分に関する様々な事柄についての意思決定ができる間は、支援、補助、保護を受けるか受けないかを定める権利がある。② 全ての成年者は、自分自身の身の回りの世話や財政的な事柄に対処できなくなったとき、最も効果的な方法で、しかも最も制約や押しつけがましさを少ない形で支援、補助、保護を受ける権利がある。③ 支援や援助の提供等の代替手段を既に試みたり、慎重に検討した結果やむを得ない場合を除き、裁判所は後見人の選任を求められるべきではなく、また実際に選任を行うべきではない。」この基本原則は英意思決定能力法（MCA）の意思決定能力存在推定原則と類似したものである。日本の場合、2018年4月施行予定の民法（債権法）改正により意思無能力無効法理の法文化が行われた。この法案検討に当っては無効でなく取消（取消されるまでは有効）として当初提案されたが、取消しまでの有効期間に本人に不利益が及ぶことについての危惧等を理由にして旧来の判例法理を明文化するに留め無効としたと説明されている。しかし、審議過程で当事者団体等の意見反映の機会も無く、条約との整合化議論も行われぬままに審議が進められたようである。意思無能力無効法理の運用に当たっては、条約整合化を視野に入れた運用が行われることを期待する。後見の補充性原則を日本では明確にされていないため、過度な後見利用促進の宣伝材料として利用される懸念がある。かかる事態を避けるためにもこの原則を明確化すべきである。成年後見制度利用促進基本計画では、本事業の対象者のうち「保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべき」としており、今後「後見への転換が望ましいケース」等についてのガイドライン作りが検討されることになると予想されるが、BC州指針を参考に補充性原則を明確にし、それに沿ったものとすべきだ。

### 3 標準型 RA 締結能力の判定基準

「① 本人は代理人に意思決定をして貰いたい、その支援をして貰いたい、意思決定をやめて貰いたい等の要望を伝えられる。② 本人は選びたい事柄や好みを明確に示し、他人がすることに對し良否の気持ちを表現できる。③ 本人は、代理契約の作成、その中の条件変更や取消しを行うことは、支援者が本人に影響のある意思決定や選択を行うこと、もしくは代行決定や選択を止めることを認識している。④ 本人と支援者との人間関係は信頼に基づいている。」といった要件を RA 法に明示している。このように契約内容についての理解は、大まかな理解に止めている。本事業では判定のため複数回の専門員本人訪問をルール化し、そのための時間が必要になる等手続きが煩雑になっている。標準型 RA 方式を参考とした基準・手続き簡素化、明確化を図るべきと考える。なお、米の解説によるとこのような法的意思決定支援契約は contract でなく authorization（証明書？）であると説明している。

## 5 考察

今後民法等の改正や運用規定見直し等に当たっては当事者団体の意見や条約の考えを積極的に汲み取る努力をすべきと考える。また、中国上海では地域の居民委員会の下に町内互助の組織として元気な老人がペアを組んで孤老の世話を（護理組と呼ぶ）活動例が1990年代に紹介されており、本事業の取組みは今後急速に高齢化が進むアジア諸国にとって取り組み易いものとして参考になるであろう。

## 萌芽的研究報告部門

### 児童福祉法第2条の「最善の利益」についての研究

#### “interest” と “stimulus” との関係を中心として

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

公益財団法人鉄道弘済会 赤木拓人 (009134)

神奈川県立保健福祉大学大学院 打越友実 (009370)

児童福祉法第2条、最善の利益、時間

#### 1. 研究目的

2016年児童福祉法改正により「最善の利益」という言葉が児童福祉法第2条に明記された。これにより、社会的養護が必要な児童は、「最善の利益」という視点から生活すべき場所が一定の優先順位をもって選択されることが定められた。このため、児童福祉実践を行うにあたり、児童相談所などで措置内容を決定する際も、里親家庭で支援をする際も、「最善の利益」という視点からそれぞれの役割を果たすことが強く求められるようになった。一方で、「最善の利益」とは何かについては必ずしも十分な共通理解が進んでいるように思えない。本研究では、「最善の利益」という言葉について、“interest”という英語の意味との関連、またその“interest”を確保するために必要なソーシャルワーカーの役割として、Biestek(1951)における“stimulus”に注目し、児童福祉法第2条の「最善の利益」の意味について考察することを目的とする。

#### 2. 研究の視点及び方法

「児童の最善の利益」という言葉の英語表記である“The best interest of the child”のうち、“interest”に着目し、「利益」という日本語から得られる言葉の感覚と“interest”という英語から得られる言葉の感覚との違いに注目する。また、その違いを児童福祉実践の場で意識する上で必要と考えられる“stimulus”概念について意識しながら、「児童の最善の利益」について考察を進める。

#### 3. 倫理的配慮

「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って実施する。

#### 4. 研究結果

「利益」という日本語から想起する英単語には 1. profit 2. benefit 3. advantage 4. merit 5. interest などがある。5. interest の特徴は、「主体的な興味や利害という視点から利益を表すときに使う言葉である。そう考えると、「児童の最善の利益」は「児童の主体的な興味や利害というものを最善の状態にすることと理解できる。自ら発言力がまだ弱く、経済力も弱い状態にある「児童の主体的な興味や利害というものを最善の状態にする」ために、児童に潜在している資質を活性化する児童福祉専門職の役割は大きい。

#### 5. 考察

そのような役割について、Biestek(1951)は、①クライアントを恐怖や緊張、不安から解き放つことを励ます援助、②新しい資源を導入するような情報や知識、③クライアントとワーカーの援助関係における相互作用から引き出されるものであると指摘している。許容される時間、変化する状況を意識した実践が児童福祉専門職に求められる。

#### 6. 参考文献

- 1) Biestek, F.P. (1951) *The Principle of Client Self-Determination in Social Casework*, Biestek F.P. and Gehrig, C.G. eds. (1978) *Client Self-Determination in Social Work*, Loyola University Press, 190-201.

10:45～11:15

①【研究報告部門】

自立支援センターの利用実態を通してみる支援課題に関する考察  
—センターPの再利用者に着目して—

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科／首都大学東京大学院博士後期課程3年

櫻井 真一

11:15～11:45

②【研究報告部門】

知的障害者グループホームの担い手の専門性  
—信楽の民間下宿における世話人の専門的背景の分析を通して—  
立教大学 角田 慰子

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

知的障がい者のきょうだいで対人援助職に従事する人の人生径路  
—当事者へのインタビュー調査から—

東洋大学大学院 博士後期課程3年 上野 順子

■座長：大島 巖氏（日本社会事業大学）

## 研究報告部門

### 自立支援センターの利用実態を通してみる支援課題に関する考察

#### ーセンターPの再利用者に着目してー

武蔵野大学人間科学部社会福祉学科／首都大学東京大学院博士後期課程3年

櫻井 真一 (09020) 指導教授：首都大学東京 岡部卓 (01899)

キーワード： 路上生活者、自立支援センター、再利用者

## 1. 研究目的

### 【問題関心】

路上生活者自立支援センター（以下、センター）は、生活困窮者自立支援法に基づき路上生活者に対して早期の就労自立を支援する施設である。だが、就労自立率は必ずしも高いとは言えない（山田 2009）。その背景には、制度の想定と異なる入所者が混在するという支援の「入口」の課題、ニーズの多様性に対し就労支援に特化された支援で対応するという支援「内容」の課題、さらに就労自立後の地域生活の維持が困難という支援の「出口」の課題が存在するのではないかと考えられる。現状のセンター入所者において、特に「就労自立困難」者がセンターを繰り返し利用する割合が増加しつつある。そこでセンターの利用者実態を踏まえセンターが効果的な自立支援を実施する社会資源であり続けるためには、どのような変化が求められるのか。

### 【研究目的】

センターの支援の「中身」の課題に注目し、ソーシャルワークの視点に基づき支援方法の組み換えを検討するにあたり、本報告では、センターの現状の支援における「支援困難」層の発生構造を明らかにすることを目的とする。そのため、センターの再利用層に着目し次の3点を研究課題として設定する。センターにおける①現状の自立支援策はどのような利用層に効果が見られるか②再利用者はどのような目的でセンターを利用しているか③センターの再利用者が抱える生活課題はどのような内容かである。

## 2. 研究の視点および方法

### 【研究の視点】

本研究の視点は、センターの再利用の目的を地域で安定した生活を目指す「再チャレンジ」の機会として捉えるか、もしくは、路上と施設を往来する生活形態における「一時的な生活の場の確保」として捉えるかである。

### 【研究の方法】

本研究は調査研究である。本調査は、2つの既存データを使用している。1つは、センターPにおける入退所状況のデータ（2014年4月1日～2017年3月末日）を再集計し分析を行っている。このデータから、前回と今回の退所類型との比較から再利用の目的を推定した。2つには、調査対象期間中に入所した再利用者のケース記録の分析である。この資料からは、入所直前の生活の場、入所時に明らかとなったニーズ、支援終了時に整理された支援課題や退所後の支援策について検証する。このことから、再利用の要因は、前回までの支援で残された課題の深刻化によるものか、退所後に新たに発生した生活課題によるものかを時系列に整理する。

### 【研究の枠組み】

センターの再利用者の利用目的を支援経路①：「再チャレンジ」、支援経路②：「一時的な生活の場の確保」に分類し、さらに前回と今回の退所理由の比較を通して、前回及び今回共に就労自立を果たした層：類型(1)「再チャレンジ層」、前回自立困難、今回就労自立の層：類型(2)「移行層①支援経路②⇒①」、前回就労自立、今回自立困難の層：類型(3)「移行層②支援経路①⇒②」、前回及び今回共に自立困難の層：類型(4)「支援経路②定着層」という4つに類型化する。特に、類型(4)は再利用回数の上限に達した場合、就労支援の実施ができない類型であるため、このタイプの占める割合の変化及びこの層が抱える生活課題について着目した。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「研究倫理指針」に基づいた配慮を行った。

## 4. 研究結果

### ①「現状の支援策は、どのような利用層に効果が見られるか」について

現状の支援は、稼働能力、就労の継続性、転宅資金の貯蓄状況の把握など、センター側が予め設定した支援スキームの到達状況の評価し支援継続の適否が判断される。この過程で明らかとなった生活課題の原因を入所者の生活形態に求め、その変容を促すことに主眼を置いた支援が実施される。アセスメントは、次の支援過程へ移行する際のスクリーニング機能と位置づけられ、移行が困難と判断された者は、センターを退所し生活保護に基づく支援が継続される。なお、センターPの所在する自治体における再利用の条件は、緊急一時保護事業に利用回数の制限は設けられていないが、自立支援事業は3回までの再利用が認められる

2014～2016年度の3年間で総計1,180名がセンターPに入所した。その内「就労意欲があり、かつ早期就労自立の想定が可能な層」として①中高年の稼働年齢層（40～65歳）、②就労意欲を有する者（路上生活に至った理由：退職、リストラ等の職に関する事柄）、③稼働能力を有する者（基礎アセスメントで自立支援事業へ移行した者）、路上生活歴が短い者（直近1ヶ月未満かつ、福祉施設、サービス等の利用経験を有していない者）という条件に該当する者を抽出した。その結果、これらの条件を満たす利用層は入所者全体の12%（144名）である。「就労自立：アパート確保」の発生割合が高く、就労自立困難者についても生活保護制度による支援が継続されている点から、路上生活から脱し生活基盤を構築するという点での有効性は認められた。

### ②「再利用者はどのような目的でセンターを利用しているか」について。

調査期間中のセンターP 再利用者 259名（21.9%）を【研究の枠組み】による4類型に分類すると、再利用回数が増加すると類型(1)の占める割合が減少し類型(4)の占める割合が増加するという傾向が明らかとなった。

### ③「センターの再利用者が抱える生活課題はどのような内容か」について。

まず、自立支援事業の再利用2回目に該当する48名を対象に就労と居所の確保以外にどのような生活の困難さを有しているのかをケース記録に基づき検証した。その結果、主に①対人関係のトラブル、②メンタル面に起因する生活の困難さが顕著であった。次に、緊急一時保護事業の再利用者に着目し、センター再利用を繰り返す中で支援課題の変化を検証した。特に、10回以上にわたり緊急一時保護事業の再利用に至る事例を岩間(2017)が示す支援困難事例の分析枠組みを援用し検証した結果、「本人不在の中で支援方針が決定されている」、「本人のニーズと提案される支援内容の相違による支援の拒否・中断」、あるいは「支援関係の悪化」など「個人的要因+社会的要因+不適切な対応」による支援の困難さが進行する傾向が見られた。

## 5. 考察

研究課題①ではセンターにおける支援の現状は、支援者が主導的に利用者の取り組みを評価し支援継続の適否を評価するという特徴が明らかとなった。だが、その支援効果が期待される層は少数であり、多くの利用者はニーズと支援内容に乖離が発生している。研究課題②では、それらの層から、特に、再利用者に着目し、再利用目的の変遷を検証した。その結果、再利用回数の増加に伴い「再チャレンジ」から「一時的な生活の場の確保」へ目的が変化することが明らかとなった。さらに、研究課題③では、再利用を繰り返す者が抱えるニーズを検証した。その結果、対人関係トラブル、メンタル面での生活困難さなど、就労先のマッチングに主とした就労支援をくり返し受けたとしても、充足が困難なニーズが存在すること、さらに、「不適切な対応」に基づく支援関係のくり返しは、利用者の抱える生活課題の複雑さを進行させると共に、支援者側も「支援困難事例」「福祉慣れ」「失踪癖」等の否定的な表現する等、支援上の困難さを利用者本人の責に帰してしまう傾向が見られた。

以上より、センターにおける利用者支援のあり方をソーシャルワークの視点に基づく支援の組み換えを検討するにあたり、①パートナーシップに基づく支援関係、②利用者の描く自立を側面的に支える支援、③「不適切な対応」に伴う「パワーレス化」を回避する視点が必要である。

さらに、多様な自立のあり方を通して路上生活から脱却し、地域で安定した居住生活に至るためにセンターはどのような自立支援を実施していくことが求められるのかについては、今後の研究課題として残される。

## 研究報告部門

# 知的障害者グループホームの担い手の専門性 —信楽の民間下宿における世話人の専門的背景の分析を通して—

立教大学 角田慰子 (005839)

[キーワード] 知的障害福祉, グループホーム, 世話人の専門性

### 1. 研究目的

本研究では、1960年代初頭から約30年間にわたり、滋賀県信楽町で展開された民間下宿の実践を事例的に取り上げ、担い手である世話人の専門的背景を実態に即して明らかにすることを目的とする。

1989（平成元）年に「精神薄弱者地域生活援助事業」として制度化された知的障害者グループホームは、それまでの施設整備ありきの施策とは異なり、「生活援助」というソフト面を中核とした点で、当時としては画期的であった。にもかかわらず、その中核を担う筈の世話人は、食事提供を中心とした「必要最低限のケア（世話）」を行う非専門職として規定された（厚生省児童家庭局障害福祉課監修 1989:73）。だが周知の通り、世話人の仕事は食事提供だけではない。入居者に対してソーシャルワーク的な関わりが求められる職種であり、それに苦心する世話人も少なくないと宮本（2016）は指摘する。

では、世話人の業務において、なぜ、食事提供が筆頭に挙げられ、強調されるようになったのか。

本研究は、「入所施設を起点とする先駆的实践→自治体の単独事業→国のグループホーム事業」というグループホーム制度化以前からの連続性に着目し、先駆的实践の成立時に立ち返って検討を加えるものである。ここでは、グループホームの前身と目される実践のなかでも、代表的な事例として関係者の間でも広く知られ（皆川・小出・櫻井・ほか 1980:121）、その後の自治体や国のグループホーム事業にも、少なからぬ影響を与えたとされる信楽の民間下宿を取り上げる。母体施設である信楽青年寮と世話人および世話人家族の関係性に焦点をあて、個人の専門性に関わる背景を分析することで、世話人の業務において食事提供の面が強調されていく事由を探る。

### 2. 研究の視点および方法

信楽青年寮初代寮長である池田太郎（1908-87）は、世話人を「母の心を持った1人のおばちゃん」と呼び、家庭的雰囲気漂う民間下宿の要とした（池田 1977:155）。だが、実際に、どのような人が世話人を引き受けていたのかについては、不明な点も多い。特定の人情報が得られたとしても、全容が見えにくいのである。

民間下宿黎明期に展開された「一時寄宿」や「家庭寄宿」の実践では、信楽学園・信楽青年寮の職員が自身の自宅を提供するケースが多くを占めていたことが分かっており（恵崎 1994:26-41）、民間下宿でも、同様の傾向が見られたのではないかと推測できる。そこで本研究では、信楽青年寮敷地内にある「池田記念館」に保管された信楽青年寮・信楽学園の①年報、②寮誌、③関連著作を主資料とし、両施設における世話人、世話人家族の勤務経験の有無、職位、勤務年数を明らかにしていく。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針に従って実施した。補足的にインタビューを行う際は、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会」の審査・承認を得、所定の手順に従って実施した。

研究成果の公表方法・内容については、社会福祉法人しがらき会信楽青年寮施設長の了承を事前に得た。

#### 4. 研究結果

1962（昭和37）年4月、信楽青年寮の男性職員A氏の自宅を一部間借りする形で、最初の民間下宿A寮が開設された。これを皮切りに、1970年代半ばまでに全6カ所の民間下宿が開設される。

この内、京都市の育成会が運営するホームを除き、5カ所の民間下宿を対象に分析を行った。その結果、民間下宿が開設された約30年の間に民間下宿の世話人を担当した女性が8名いること、そして、その8名全員が信楽青年寮・信楽学園の関係者であることが判明した。

さらにその内訳をみていくと、8名のうち5名はどちらかの施設で勤務した経験があった。また、残り3名の世話人は、自分が施設で勤務した経験はないものの、自分の夫や義理の父母など、同居している家族に施設での長年の勤務経験があるか、家族が管理職の立場にあるか、という環境にあり、いずれにしても同施設で中心的な役割を担う人物が家族として世話人の身近にいることが分かった。

#### 5. 考察

以上のことから、池田が「母の心を持った1人のおばちゃん」と称した民間下宿の世話人は、実際には信楽青年寮等での勤務経験があり、世話人業務を支える一定の専門的知識と技能を有する人物、ないしは専門性を有する家族からのサポートを日常的に得やすい環境にいる人物であったといえる。

このことを熟知している池田ならば、世話人に対して、食事提供のみならず対人援助の担い手としても当然期待を寄せていただろう。したがって池田は、「1人のおばちゃん」という言葉を、素人性を意味する言葉としてというよりは、入所施設でのケアと対比させて民間下宿の家庭的雰囲気、あるいは家庭的な暖か味のあるケアを象徴する言葉として用いていた可能性は否めない。

ただし、このことは、「男性稼ぎ主」型モデルが強化されていく時代にあつて、世話人業務における食事提供が前面に押し出されていく契機になったと考えられる。事実、信楽の民間下宿をモデルとして1978（昭和53）年に単独事業化された東京都生活寮では、世話人業務の筆頭に食事提供が位置付けられ、その後続く自治体による単独事業の雛形となるのである。

\*本研究は、JSPS 科研費 JP26380785 の助成を受けたものである。

#### 引用文献・資料

池田太郎（1977）「地域社会のふれあいにおける精神遅滞者の治療教育に関する研究」妹尾正編『昭和51年度厚生省心身障害研究報告書』, 152-158.

恵崎順子（1994）『町で暮らすために』文理閣.

厚生省児童家庭局障害福祉課監修（1989）『グループホームの設置・運営ハンドブック—精神薄弱者の地域生活援助』財団法人日本児童福祉協会.

皆川正治・安部歳夫・櫻井芳郎・ほか（1980）「精神薄弱者のコミュニティ・ケア—福祉ホーム等、小規模住居の実態と課題」妹尾正編『昭和54年度厚生省心身障害研究報告書 精神薄弱児（者）の治療教育に関する研究』, 121-133.

宮本秀樹（2016）『障害者グループホームと世話人—言葉と支援とが会う風景の中で』生活書院.

## 萌芽的研究報告部門

### 知的障がい者のきょうだいで対人援助職に従事する人の人生径路

#### —当事者へのインタビュー調査から—

東洋大学大学院 博士後期課程3年 上野 順子 (009355)

[キーワード] きょうだい 職業選択 人生径路

#### 1. 研究目的

障がいのある子どもの誕生、という不測の事態に相対する家族員の混乱の渦中に育つ「障がい者のきょうだい」(以下、「きょうだい」と略す)は、プラス・マイナス両方の影響を受けながら成長していく。人生の過程において、彼らが対人援助職に就く確率は比較的高い。本研究では、障がい者のきょうだいが、どのような径路で対人援助職に従事するに至り、いかにして対人援助の仕事継続(もしくは終了)していくのか、社会的な影響や、親の関わり、自己の認識の変化などを踏まえながら、人生のプロセスを本人の言葉より明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

きょうだいには、①家族の心理的安定と成長、②両親に代わって理解する立場、③訓練のための援助者、④収容施設への安易な入所を避けるために、という4つの重要な役割があるといわれる。現代において、障がい者の家族は二重介護問題に直面し、また、親の老後や死亡後の主要な援助者と考えられてもいる。きょうだいは、福祉制度が充実しても何らかの形で親代わりとなる存在であり、福祉や教育に対する新しい見方を提言することが期待されている。

このように、「役割」が明記され、福祉職となることをプラス面とする先行研究も多い一方、それまでの生活歴の影響がマイナスに作用するという指摘がある。よって、きょうだいが福祉職を選択することには、メリットデメリットがあると推定できる。しかしながら、メリットに触れる研究は数件あるが、デメリットについての考察はあまり行われていないのが実情であろう。

本研究では、きょうだいで対人援助職を選択した人に、半構造化インタビューを実施し、その結果を、その人が生きてきた時間を重視しながら考える、複線径路・等至性モデリング (Trajectory Equifinality Modeling) を用いて分析する。当事者会や学会等で知り合った対人援助職者に対象者の紹介を依頼し、5名(男2名、女3名、年齢は20代～40代)に対し、1回～3回のインタビュー調査を実施している。調査期間は2015年9月～2017年10月。調査時間は1回につき1時間から1時間30分程度である。

#### 3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科研究等倫理委員会の審査を受け、承認を得ている。同時に、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき、倫理的配慮を行った。

#### 4. 研究結果

幼少期からの経験を聞き、きょうだいの障がいについてあまり違和感を感じずに育つ人と、違いを大きく感じて悩む人がいた。障がいのあるきょうだいの方が年長の場合においては、知力の逆転を感じる経験をしている。また、対象者の多くは、幼児期や思春期の経験が職業選択に繋がっている。障がいのあるきょうだいの存在が、職業選択のきっかけになっていることは確かだが、それが絶対の要素ではなく、自分の思考に影響を与える人や出来事存在が、大きな引き金になっていることがわかった。

就業後は、家族内において福祉職の利点を活用できる人と、必ずしも活用できるわけでは人がいることが見えている。逆にダブルフェイスな立場ゆえに、葛藤も抱える傾向が見られている。自分がきょうだいであるということを受け止めてくれた他者の存在も大きく、その他者との関係が変化した頃に他の要素と相まって「きょうだいで対人援助職である自分」から「独立した支援者」へと意識が変化した人も見られている。

#### 5. 考察

データの個別性が非常に高く、安易にまとめて、「こういう傾向がある」ということはできない。対象者1人1人の思いを大事にしなが、出来事の経緯を見ていくことは大事である。しかしながら、「障がい者のきょうだいならではの」ことのみを追及するのではなく、「他の人でも同様なこと」同様であっても、そこにきょうだいという立場の人に対して作用する、何等かの力の有無を見極めていくことも必要であろう。

親はきょうだいに対して、対人援助職に就くことを期待する傾向もある。しかし、きょうだいの人生はきょうだい自身のものである。今後、職業選択を迎えるきょうだいや、転職を検討する可能性のあるきょうだいにとっても、ライフモデルになる可能性が本研究には見いだせる。よって、出来事の洗い出しから一歩進み、対象者の意識の変化を掘り下げていく必要性がある。

10:45～11:15

①【研究報告部門】

中国における農村留守児童の創出過程の分析  
—内モンゴルの調査から—  
東洋大学大学院博士後期課程2年 麗麗

11:15～11:45

②【研究報告部門】

ライフコース視点から母子世帯の就業支援の効果に関する一考察  
北海道大学大学院博士後期課程1年 張思銘

11:45～12:05

③【萌芽的研究報告部門】

保育所におけるソーシャルワーク実践の可能性  
—保育ソーシャルワークの動向と論点—  
洗足こども短期大学 飯塚 美穂子

12:05～12:25

④【萌芽的研究報告部門】

バイステックの自己決定論をめぐる研究  
—1951年論文における“stimulus”概念を中心として—  
神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 打越 友実

■座長：豊田 宗裕氏（聖徳大学）

## 中国における農村留守児童の創出過程の分析

### － 内モンゴルの調査から －

東洋大学大学院博士後期課程 2年 麗麗 (009288)

[キーワード] 農村留守児童、寄宿舎付き学校、ひとり親の貧困家庭

#### 1. 研究目的

##### ①研究背景

中国で農民工の問題と戸籍制度により発生している農村留守児童の問題は、2015年調査では6100万人を超え、18歳未満の子どもの22.88%を占めるに至り、社会的な問題となっていた。当時の定義は、「農村の出稼ぎ者たちが都市へ出稼ぎに行き、さまざまな原因で子どもを出稼ぎ先まで連れて行けないため、農村に残した18歳未満子どもたち」だった。

翌年2016年2月に、この農村留守児童の定義は、「両親或いは親の片方が出稼ぎに行き、地元に残された親の片方が無監護能力の16歳未満の農村戸籍の子ども」は修正された。この定義にもとづき、全国的に調査を行った結果、全農村留守児童人口は、これまでの数の約15%に相当する902万人まで人数に限定されることになった。内モンゴルの農村留守児童も約26万人と発表された。

中国は、21世紀に入り国や地方が農村留守児童問題に対して様々な政策や支援プロジェクトが実施されてきた。筆者は、そうした背景の農村部の寄宿舎付き学校が新たな役割を負うようになったことに注目し、筆者の出身地の内モンゴル自治区（以下内モンゴルと略す）、そして自分が教師として経験した寄宿舎付き学校を調査地に選定した。内モンゴルでの実態は、少数民族政策と文化、子育ての固有性を持つが、調査の可能性のある地域は限定的であり、そうした中で、本地域で可能になる子ども自身と家族の調査は、中国全土における農村留守児童の実態の解明に示唆を提示し、何より、内モンゴル地域にとっての実態の解明に必要であると考えからである。

内モンゴルは、中国国土の1割以上を占める北陸に位置し、55の少数民族の一つであるモンゴル民族の自治区であり、中国政府に従属し、国の政策、経済発展に伴い生活方式が変化しつつある。そして、2000年から「生態移民政策」が実施され、農牧民たちは故郷を離れて出稼ぎ生活を強いられるようになったことが、その地域に暮らす子どもたちも影響されるようになった。また、中央政府が貧困地域や少数民族地域の子どもの通学問題を解決する対策としての寄宿舎付学校が長年実施されてきたが、この時期に農村学校配置調整による小中学校統廃合が実施され、今日に至り、現在は中国の農村部教育の主体となっている。寄宿舎付き学校で暮らす子どもたちは、学校のある時期は、週末まで学校で勉強し、寄宿舎で生活をし、週末は帰省して自宅で暮らす。このように寄宿舎で暮らす子どもたちの中に農村留守児童も多くいる。

##### ②研究目的

本研究は、中国・内モンゴルの農村地域の中で都市部へ出稼ぎが増加している貧困地域の典型地域である農村地域の学校の協力を求め、内モンゴルの農村地域における農村留守児童の寄宿舎付学校から週末に自宅に帰省するまでの暮らしの実態調査を通して、この地域の農村留守児童が創出される過程の実態を明らかにすることを目的とする。

#### 2. 研究視点および研究方法

中国国内では、農村寄宿舎付き学校に関する研究は、子どもたちの学校教育内容や寄宿舎内の暮らしに限っており、寄宿舎内で暮らす子どもたちの農村などにある自宅での暮らしの実態は全く明らかになされていない。このようなことが農村留守児童たちの場合も同様であり、とくに家庭状況の実態に関しては、中国の少数民族地域である内モンゴルでは関連する先行文献や資料が見当たらない状況である。

調査方法としては、内モンゴルのA学校の寄宿舎に暮らす15名の農村留守児童を調査対象者に対して、半構造化インタビュー調査を行い、農村留守児童たち自身の語りから、この子たちが置かれている状況を子どもの視点から考える。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、東洋大学大学院研究倫理規定を遵守し、東洋大学大学院倫理審査委員会の承認を得て行った。筆者は、十分な説明を受け、研究の目的、調査・実験に参加する者の人権擁護及び個人情報の保護に関する方法等を十分に理解したうえで、本調査を実施する学校の許可を得て行った。また、調査対象は未成年であるため、調査の意義と内容、子ども本人と家族（保護者）の同意書を得たうえで実施した。

### 4. 研究結果

筆者は、2017年12月にA校にて、学校が農村留守児童として報告している15名の農村留守児童全員を対象にした調査を行い、子どもたちの家庭状況をカテゴリー化した結果は以下の表のとおりである。

家族形態		数	同居の家族	数	家庭状況	学校がある時期の暮らし場所
パターン①	祖父母＋孫	11	祖父母＋孫	6	・両親とも出稼ぎ（1） ・両親が離婚し、それぞれ出稼ぎに行っている。（4） ・両親が離婚し、父が出稼ぎに行き、母は行方不明。（1）	寄宿舎での暮らしの実態： 入舎は自由選択であり、基本的に7歳から入舎できる。農村部の学校では8～9割が寄宿舎で暮らしている。校内に設置され、教室と寄宿舎は基本的に別々の建物である。子どもたちは、平日は朝から夜の自主時間は教室で勉強し、終了後は寄宿舎に移動して就寝する。食事は、食堂で済ます。週末の夜から帰省し、月曜日の朝に登校する。多くは、保護者の送迎によって通学する。
			祖父母＋父＋子	2	両親が離婚し、父は実家にいる。（2）	
			祖父母＋親戚＋子	1	両親が離婚し、父が出稼ぎに行っている。母は行方不明。（1）	
			祖母＋孫	2	両親が離婚し、母が行方不明。父が冬は出稼ぎに行っている。（2）	
パターン②	父＋子	3	父＋子	3	両親が離婚し、母が行方不明。（3）	自宅：子どもが徒歩通学できる距離である。
パターン③	母＋子	1	母＋子	1	両親が離婚し、父が連絡不可。（1）	

表のように家族形態が大カテゴリーの3パターンは、①祖父母と孫②父と子③母と子となった。そのうちパターン①をさらに分けると、4項目となり、それぞれは祖父母と孫、祖父母と父と子、祖母と孫、親戚と子の4つとなった。今回の調査を実施したことにより、以下のことが明らかになった。まず、15名の農村留守児童のうち14名がひとり親の貧困家庭である。また、15名の農村留守児童たちの同居家族に母のいない子が14名である。さらに、農村留守児童の家庭問題は家庭における母親の問題でもあり、内モンゴルにおける女性の結婚と出産、子育て、DVなど問題と深く関わりがあると考えられることが明らかになった。

### 5. 考察

本調査を実施したA学校では、農村留守児童は「ひとり親であり、家庭内の誰かが出稼ぎに行き、残された片方が経済的に無能力の人である貧困家庭の子ども」を条件として捉えられていることが明らかになった。また、政府の規定となっている片方が不在の理由が出稼ぎであるかどうかは不明のまま、子どもは留守児童としてカウントされていることが分かった。ただし、内モンゴルの他の農村の全学校で前述のように捉えているかは分からない。そのため、中国農村部でこうした捉え方が一般的に行われているか学校調査を実施したいと考えている。

また、農村留守児童問題を低所得家族問題としてその実態を子どもと家族等へのインタビュー調査により明らかにし、農村留守児童をどのように創出していくのかという実態を解明したいと考えている。本研究により、都市への出稼ぎ労働により農村に残された子どもの問題ととらえられていた農村留守児童問題が、子どもが育つ環境が整っていない家庭生活の実態が作り出した問題であることを検証することができ、今後の農村の子育て支援を考える素材を提供できると考えられる。

## ライフコース視点から母子世帯の就業支援の効果に関する一考察

北海道大学大学院博士後期課程 1 年 張思銘 (009367)

〔キーワード〕 母子世帯、就業支援、ライフコース

### 1. 研究目的

本研究は、個人と政策の関わり方を検討する上で、就業支援を利用した母子世帯の母親たち就業支援利用後のライフコースを注目し、就業支援を通して母親たちはより「自立」な生活を送るのか、そしてその原因はについて考察することが目的である。

### 2. 研究の視点および方法

21 世紀に入ると、日本の福祉領域においてワークフェアという就労を福祉の受給条件とする改革の動向が見られた。2002 年母子世帯もワークフェア改革のターゲットになった。母子及び寡婦福祉法、自動扶養手当法等の改正に伴い、母子世帯への支援策の方針は「経済的支援」から「就業・自立に向け相互的な支援」へ変更してきた。総合的な自立支援策の目的は就業させることを通して、より高い収入を獲得し、経済的自立をさせることである。しかし、現状で母子世帯の母親はワーキングプア状態にあり、その背景には、子育てと仕事の両立の困難、非正規雇用の低賃化、男女間賃金格差などの要因がある。その政策の目的と現実の乖離から、就業支援策の効果について実証研究する必要があると考えられる。

丹波（2010）は「母子家庭等就業・自立支援センター」の利用者に対する追跡調査を通して、就業支援利用後仕事を生活の変化を量的研究を行った結果、母子世帯の母親は依然として低賃金・不安定雇用の生活を送り、政策の目的達成できないという結論を得た。しかし、どんな原因によって就業支援策利用後の生活をよくなれなかったのかを見るために、一時的な生活状態ではなくライフコースを利用して質的研究をする必要があると考えられる。従って、本研究目的は、2002 年母子寡婦福祉政策の改革後、個人と政策の関わり方を明らかにする上で、就職支援策利用後のライフコースを注目し、原因について検討する。

### 3. 倫理的配慮

調査する時に調査の目的・方法・公表の方法などは説明文書を持って説明した上で、インタビュー調査を行った。本調査の実施及びそれに関する研究分析について、北海道大学教育学研究論理委員会の審査を受け、承認を得た。また、論理的配慮及び人権・個人情報の保護については北海道大学教育学研究院の研究論理規定を遵守し、必要の対策と措置を講じた。

### 4. 研究結果

#### (1) 調査概要

本研究に用いる調査の実施概要については、以下のとおりである。

・実施時期：2016 年 9 月 1 日～30 日（30 日間）

- ・調査方法：1 時間から 1 時間 30 分程度の半構造化インタビュー調査
- ・調査対象者：いったん子育てが終わって、一人で子どもを育てながら、仕事をしていた経験のある母子世帯の母親である。子どもたちは高校以上で、母親自身の年齢は 45 歳以上であり、団体 A に所属する会員である。

## (2) 就業支援の X 市での展開

2003 年 X 市は就業支援が展開された。具体的には、就業支援事業は A 団体に委託し、ひとり親就業支援センターをはじめ、母子世帯の母親にとって必要な就業情報を紹介されるようになってきている。そして、就業支援講習会を開き、介護職やパソコンなどの資格獲得を目的としている。本研究は、就業支援講習会の参加や、母子家庭就業自立センターの登録・利用を就業支援策を利用したと扱う。

## (3) 就業支援利用後のライフコース

### ①ケース 1：

就業講習会を通して、ホームヘルパーの資格を獲得して、何年間福祉施設で就職、子どもの病気で退職してしまった。

### ②ケース 2：

転職を考えている時に、就業演習会に参加し、ホームヘルパー資格獲得したが、実際の老人ホームでの労働環境がきつくて、給料も減額され、生活が安定できないため、資格をいかずに、転職しなかった。

### ③ケース 3：

離婚した直後の無職期間中に、就業センターに登録したが、求人の情報が多く届いてもらったのはハローワークの方であり、ハローワークを通して就業した。

## 5. 考察

本研究の調査対象者は団体 A との関わりの中で自ら政策を利用しようと思うが、子育てとの両立の困難、労働条件、求人数が少ないなどの理由で一時的に就業支援を受けたことを通して、就業したにも関わらず、ライフコースによって、その仕事を長く続けていなく、就業支援を通して「自立」できたとは言えにくい。従って、就業支援の実施と同時に、母子世帯への子育て政策の充実、労働条件がいい仕事へのマッチングなどの政策への示唆。

本研究の限界と今後の課題は、団体 A の会員のため、政策認知度が高い特徴がある。今後、幅広い調査対象者に対するインタビュー調査を実施する必要性があると考えられる。

## 引用文献

丹波史紀 (2010) 「シングルマザーへの就労支援の有効性に関する実証的研究—母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を通して—」『行政社会学論集』第 23 巻第 1 号

## 萌芽的研究報告部門

### 保育所におけるソーシャルワーク実践の可能性

#### — 保育ソーシャルワークの動向と論点 —

洗足こども短期大学 飯塚 美穂子 (4000)

[キーワード] 保育所、保育士、ソーシャルワーク

## 1. 研究目的

今日、少子化や都市化、核家族化などの進行を背景として、子どもと子育て家庭をめぐる状況は大きく変化している。子育てへの不安を抱える保護者や孤立する子育て家庭の現実が表面化し、複雑な生活課題を抱える要支援家庭への対応も急務となってきた。そのような社会状況に鑑み、子どもや保護者と最も身近に接する児童福祉施設である保育所と、そこで支援を行う保育士等に求められる役割もいっそう高まり、保育ソーシャルワークの必要性が叫ばれるようになってきている。しかし、保育所においては、個々の保育士が主として行うのはケアワークであり、ソーシャルワークの原理や価値・知識・技術を深めたうえですべての保育士が日々援助を展開することは容易ではない。近年では、誰が保育ソーシャルワークの実践主体となるのかという議論が行われながらも、いまだ明確な結論は出されていない。一方で、保育現場においてソーシャルワークが必要とされるのは、子育ての困難さを抱える家庭が増加しており、その対応を保育士等の福祉専門職が行い保護者の子育てを支えている現実がみられるからである。本研究においては、保育ソーシャルワークの実践主体を明らかにするとともに、保育現場で活用し得る実践モデルの構築を目指したいと考える。

## 2. 研究の視点および方法

近年の子育て家庭が置かれている状況と保育所・保育士に求められている役割をふまえ、保育ソーシャルワークが必要とされるようになってきた背景を既存のデータや統計資料を整理し明らかにする。また、先行研究のレビューを通して、保育ソーシャルワークの研究動向、論点の整理を行い、その独自性や実践主体について明らかにするとともに、新たな実践モデルを試案する。

## 3. 倫理的配慮

本研究の実施及び結果の公表にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守すべく、最大限の配慮を行った。

## 4. 研究結果

### (1) 保育ソーシャルワークが必要とされる背景

近年の子どもと家庭を取り巻く環境の変化として、①育児不安や負担感の増加、②児童虐待の深刻化、③子どもの貧困問題、④待機児童問題、⑤保育所における「支援が必要な家庭」の増加などがあげられる。それらに対応するため、児童福祉法の改正や子ども・子育て支援新制度などの施策が整備されてきた。保育所および保育士についても、保育所保育指針の改定により、保護者・家庭への支援が大きな役割の一つとして求められるようになってきている。しかし一方で、保護者・家庭に向き合い支援していくことに対しては、保育士の負担感も少なからずみられた。

### (2) 保育ソーシャルワークの動向と論点

2013年に設立された日本ソーシャルワーク学会では、保育ソーシャルワークの定義として『『保育ソーシャルワーク』とは、子どもの最善の利益の尊重を前提に、子どもと家庭の幸福（ウェルビーイング）の実現に向けて、保育とソーシャルワークの学際的領域における新たな理論と実践としてとらえられている」と掲げられている。また、先行研究では、その実践主体は保育士、もしくは社会福祉士（ソーシャルワーカー）のいずれかであると示されている。そしてその対象は、①保育所利用家庭、②地域の子育て家庭、③地域社会があげられている。

## 5. 考察

本研究における到達点として、次のように提示したい。保育ソーシャルワークとは、子どもの最善の利益の尊重を前提とし、ケアワーク（日常の保育）を基盤として展開される【連続性】。それは、日々、子どもと保護者の状況を把握し理解することによって課題を早期に発見、対応し、予防ができるという強みを持ち【日常性】、専門職と保護者との間の相互作用を活かして行われる【相互性】。本研究においては、「連続性」や「日常性」がより重視される保育所における実践に着目し、「保育士モデル」と「社会福祉士モデル」という2つのモデルを試案した。

## 萌芽的研究報告部門

### バイスティックの自己決定論をめぐる研究 -1951年論文における“stimulus”概念を中心として-

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 打越 友実 (009370)

神奈川県立保健福祉大学 新保幸男 (1599)

[キーワード] 自己決定、バイスティック、ソーシャルワーク

#### 1. 研究目的

Biestek(1951)に、自己決定支援におけるケースワーカーの肯定的役割と否定的役割が示されている。そのうち、肯定的役割は(a)から(f)の6つに分類され、(a)見通しを持たせる(b)地域資源を知らせる(c)クライアントに潜在する資質を活性化する(d)非審判的、受容的な援助関係をつくる(e)クライアントのペースを守る(f)真のニーズに沿った決定を援助する、とされている。このうち、(c)の“stimulus”概念に関する検討を進めることが本研究報告の目的である。

#### 2. 研究の視点及び方法

1950年代は自己決定論の重要な要素がソーシャルワークの世界で受け入れられ始めた時期である。“stimulus”は、自らを助ける力を得るための契機になると考えられるため、肯定的役割の(c)に焦点を当て、“stimulus”概念について検討する。

#### 3. 倫理的配慮

「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って実施する。

#### 4. 研究結果

Biestek(1951)は“stimulus”を、①クライアントを恐怖や緊張、不安から解き放つことを励ます援助、②新しい資源を導入するような情報や知識③クライアントとワーカーの援助関係における相互作用から引き出されるものであると指摘している。①②③から、“stimulus”は単なる言葉がけによる刺激ではなく、援助関係の中でクライアントが変化する契機となる様々な対応を意味していると思われる。例えば、話しやすい雰囲気の中でクライアントの感情の表出を促し、いかなる反応も受け止めることで、クライアントの緊張感が和らぐ。これは上記①のstimulusに該当する。

#### 5. 考察

4.にて整理した3点から、Biestek(1951)の(c)は「クライアント自身に潜在している個人の資質を引き出し、その力を活性化するような変化をもたらすためにstimulusを注ぐ」と理解する。“stimulus”は、クライアントが自ら動き出せる契機となる力(支援)、と解釈することが妥当であると思われる。クライアントは、援助関係のやりとりの中で徐々に安全感や自信を持つことで、現実的な選択肢と対面する。この時点で必要な情報を与え、クライアントが自身で適切な選択と決定を行える状態になるまで、ワーカーは様々な変化の契機となる適切な、“stimulus”をクライアントに注ぐ。

#### 6. 参考文献

- 1) Biestek, F.P. (1951) *The Principle of Client Self-Determination in Social Casework*, Biestek F.P. and Gehrig, C.G. eds. (1978) *Client Self-Determination in Social Work*, Loyola University Press, 190-201.
- 2) Biestek, F.P. (1957) *The Casework Relationship*, Loyola University Press. (2006, 尾崎新・福田俊子・原田和幸『ケースワークの原則』誠信書房.)



10:45～11:15

①【研究報告部門】

認知症地域支援推進員における福祉系専門職の活動傾向と今後の展望  
—保健師・看護師群と三福祉士群間の比較を通して—  
認知症介護研究・研修東京センター 佐々木 幸

11:15～11:45

②【研究報告部門】

高ストレス状態にある高等教育機関の学生の抑うつ症状とその関連要因  
北海道医療大学大学院看護福祉学研究科修士課程 米田 龍大

11:45～12:05

③【実践報告部門】

認知症介護の長期化と支援方法の変化  
—認知症センター方式と心理的負担の支援—  
東京福祉大学国際交流センター特任講師 山脇 敬子

12:05～12:25

④【萌芽的研究報告部門】

12ステップ系セルフヘルプグループの行動活性化  
—ある回復者のスポンサーシップに関する”記憶”より—  
ロケットペンシル 長縄 洋司

■座長： 保正 友子氏（立正大学）

## 研究報告部門

### 認知症地域支援推進員における福祉系専門職の活動傾向と今後の展望 －保健師・看護師群と三福祉士群間の比較を通して－

認知症介護研究・研修東京センター 佐々木 幸 (009393)

〔キーワード〕 認知症地域支援推進員、新オレンジプラン、地域づくり

#### 1. 研究目的

本研究では、認知症地域支援推進員（以下「推進員」とする）の活動を推進員の基礎資格群ごとに比較し、社会福祉士を始めとする三福祉士の活動傾向と今後の展望を考察する。

推進員は、平成 24 年度に正式に配置が始まり、認知症施策推進総合戦略（以下「新オレンジプラン」とする）において平成 30 年度には全市町村に配置される予定である。配置先は市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等であり、その活動は「医療・介護等の支援ネットワーク構築」、「認知症対応力向上のための支援」、「相談支援・支援体制構築」<sup>1</sup>を柱として各市町村の認知症施策と連動して行われる。

推進員の要件は、社会福祉士等の三福祉士、保健師、看護師、作業療法士等の資格か、これらと同等の知識や経験を持つ者と幅広い。そこで本研究では、多岐にわたる推進員の取組み（事業・活動）における主な資格者の傾向を把握し、今後の活動の充実に資することを目的とした。

#### 2. 研究の視点及び方法

筆者が所属する認知症介護研究・研修東京センター（社会福祉法人浴風会）が受託し、平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業<sup>2</sup>において実施した「認知症地域支援推進員の配置状況と活動実態・効果等に関する全国調査」の結果をもとに、新たな観点から分析を行った。

##### （1）調査対象

全国市町村の認知症施策担当者（市町村調査）及び平成 28 年 9 月末日現在で配置されている認知症地域支援推進員（推進員調査。配置数は市町村により異なる）に質問紙調査票を配布し、メール、FAX、郵送で回収した。（調査期間：平成 28 年 11 月 15 日～12 月 26 日）

##### （2）集計・分析方法

本研究においては推進員調査結果を使用した。「所持する資格（複数回答）」のうち、「保健師・看護師」群と「福祉士」群（精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士）を抽出し、「推進員としてこれまで取組んだり関わったりした活動」及び「活動の効果」、「推進員活動を通じて地域に生じた変化」の回答結果について、 $\chi^2$ 検定を用いて分析を行った。

#### 3. 倫理的配慮

本調査は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター研究倫理審査委員会（平成 28 年 5 月 10 日）にて、研究協力の任意性、調査データの保管（漏洩防止）、研究結果の公表（個人情報ほか研究協力者の利益保護）に関する審査を受け、承認された。

#### 4. 研究結果

##### （1）回収数

回収数は 1,648 件、うち取得資格に関する回答があったのは 1,638 件であった。主な資格取得者の内訳は、保健師 445、看護師 601、精神保健福祉士 153、社会福祉士 595、介護福祉士 423 である（複数回答）。上記 2 群に分類すると、該当したのは「保健師・看護師」群 692 件、「福祉士」群 796 件、合計 1,488 件であり、両群の資格を重複して持つ人は今回の分析から除外した。

##### （2）分析結果

###### ①活動実績とそれぞれの効果

推進員の活動は市町村の実情に応じて行政施策と連動し、創意工夫に基づいて展開されるため一律ではないが、想定される24の活動項目について、 $\chi^2$ 検定を用いて両群間の有意差を検討した。

「活動」では保健師・看護師群は「認知症予防・発症遅延等の実施」「専門医等による困難事例の検討及び個別支援のバックアップ」、福祉士群は「権利擁護関係（成年後見制度・虐待防止等）の推進」「地域の多様な資源に出向き、地域づくりを共に進める仲間づくり」に有意な差が認められた。対して「効果」では、保健師・看護師群は上述の「認知症予防・発症遅延等の実施」、福祉士群は「権利擁護関係（成年後見制度・虐待防止等）の推進」において有意な差が認められた。

## ②推進員活動を通じて捉えた地域の変化

推進員活動を通じて地域にどのような変化が現れているかを複数選択で回答してもらったところ、両群とも似た傾向を示し、もっとも高かったのは「地域や医療・介護等、関係機関からの情報提供が増えてきた」（両群とも70%前後）、次いで「地域住民や企業等の協力による見守り」であった。また $\chi^2$ 検定の結果「認知症の人の居場所や社会参加の場所が増えてきた」では福祉士群が有意に高かった。

## 5. 考察

両群の活動傾向を比較すると、共通して取組む傾向がみられたものの、全体でみると保健師・看護師群では認知症の医学的側面からのアプローチ、福祉士群では個々の認知症の人の暮らしや地域社会に対するアプローチに注力する傾向が強い。特に福祉群は、自身の専門性と、兼務の場合は地域包括支援センター等の業務特性を基盤として活動していると考えられる。

地域の変化では、認知症の人自身の生活に直接的な変化は現れていないものの、地域のさまざまな資源同士のつながりや連携が芽生えていることがわかった。地域包括ケアシステムの目指す住民主体の地域づくりに対して、福祉の専門性をもった推進員が貢献できる可能性は高いといえる。

しかし認知症の人や家族のニーズ、見守る側の住民のニーズは多岐に亘り、医療・福祉と区別しきれるものでないため、個人や所属先の専門性だけで対応するには限界がある。そのため各推進員にはその取組みの中で自らの強みを生かし、弱みを補えるネットワークを形成することが求められる。かつ推進員が地域課題の解決の主体となるよりは、フォーマル、インフォーマルと多様な資源のつながり合いを下支えし、住民や多様な企業・事業所が主体的に解決の途に向かえるような側面的な支援、調整役として活動していくことが求められる。

認知症の人が自分らしく安心して暮らせる地域社会を作るには、施策として制度やシステムを構築するだけでなく、当事者や家族を含めさまざまな立場の人が認知症を我が事としてとらえ、できることに無理なく取組む土壌が形成される必要がある。

平成30年度からは全国の市町村に推進員が配置されることになり、今後推進員には、市町村がめざす姿と推進員の役割を意識し連動させながら<sup>3</sup>さらに活動の質を高めていくことが求められる。今後の研究では、推進員ならではのネットワーク形成方法、個々の活動の効果測定等について調査・分析を重ねていきたい。

注：

<sup>1</sup> 厚生労働省『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』平成28年5月  
[www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000064084.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000064084.html)（2017年12月21日閲覧）

<sup>2</sup> 事業名『認知症地域支援・ケア向上事業を活用した認知症の人やその家族への支援体制の推進に関する調査研究事業』

<sup>3</sup> 認知症介護研究・研修東京センター『認知症地域支援推進員活動の手引き（平成28年度版）』平成28年11月1日

## 研究報告部門

### 高ストレス状態にある高等教育機関の学生の抑うつ症状とその関連要因

○北海道医療大学大学院看護福祉学研究科修士課程 米田 龍大 (009312)

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科 志渡 晃一 (004278)

[キーワード] CES-D, ライフスタイル, 学生

#### 1. 研究目的

著者らが行った、高等教育機関に所属する学生の抑うつ症状の予防に関する一連の研究から、生活習慣、Sense of Coherence (首尾一貫感覚: 以下 SOC), 主観的幸福感, レジリエンスのが有効であることを確認している。先行研究によるとストレスは、抑うつ傾向の大きな一因であることが指摘されている。しかし、高ストレス下でありながらも、抑うつ傾向を示さない学生も一定程度存在する。このことから、高ストレス下にあるにもかかわらず抑うつ傾向が低い学生と抑うつ傾向が高い学生の違いについて検討することにより、より抑うつ傾向を呈すリスクの高い学生を対象とした抑うつ予防に関する示唆を得ることができると考える。そこで、本研究では、高ストレス状態でありながらも抑うつ症状を示していない学生に焦点を当て、特に有効な抑うつ症状の予防のある要因について検討することを目的とした。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、高等教育機関に所属する学生の抑うつ傾向を予防する要因について、より抑うつ症状を示すリスクの高い学生に着目し検討することにより、よりよい学生生活を送れるよう支援するための示唆を得ることを目的とした横断研究である。北海道の高等教育機関に所属する学生 775 名に無記名自記式質問紙票を用いた集合調査を行い 763 名から回答を得た。「あなたは日ごろストレスが多いと思いますか?」という項目を 5 件法で質問し、「多い」、「やや多い」と回答した 296 名の内、調査票の回答に欠損の無かった 263 名 (男性 73 名, 女性 190 名) を分析対象とした。

調査項目は、1) 基本属性 4 項目, 2) The Center for Epidemiologic Studies Depression Scale (以下 CES-D) 日本語版 20 項目, 3) SOC 日本語版 13 項目, 4) 精神的回復力尺度 (Adolescent Resilience Scale: 以下 ARS) 21 項目 (小塩・中谷・金子・ほか; 2002), 主観的幸福感等 4 項目, 計 62 項目とした。

CES-D, SOC, ARS は既定の方法で合計点を算出した。CES-D は 20 項目 4 件法で質問し、合計点は 0~60 点に分布し、16 点以上を「高うつ群」、16 点未満を「低うつ群」として 2 群に分類した。SOC は 13 項目 7 件法で質問する。合計点は、13~91 点に分布し、先行研究を参考に 59 点以上を「SOC 高値群」、59 点未満を「SOC 低地群」とした。ARS は 21 項目 5 件法で質問し、合計点は 21~105 点に分布する。先行研究で Cut off 値が定められていなかったため、全項目 3.5 点以上に相当する 74 点以上を「ARS 高値群」、74 点未満を「ARS 低値群」として、2 群に分けた。

解析にあたり、CES-D を目的変数、他の変数を説明変数として、1) Fisher の直接確率検定, 2) ロジスティック回帰分析 (ステップワイズ法, 性, 年齢を調整変数として投入した) を用いて、関連を検討した。

#### 3. 倫理的配慮

調査対象者には、1) 結果公表に当たり、結果は統計的処理を行い個人が特定されることはないこと。2) 調査によって得られたデータは研究以外の目的使用はしないこと。3) 調査への参加・不参加による不利益はなく、か

つ途中での同意撤回も認めるという条件を書面及び口頭で説明し、同意の得られたもののみ質問紙への記入を依頼した。なお、本研究は、北海道医療大学看護福祉学部倫理委員会の承認を経て行った（承認番号 16N033035）。

#### 4. 研究結果

本研究の結果、高うつ群の該当率は、79.1%であった。高うつ群と比較し、低うつ群では、「主観的健康観が良好である」、「朝決まった時間に起きることができる」、「人より悩みが少ない」、「SOC 高値群」、「ARS 高値群」、「学業と学業以外の生活をうまく両立させている」、「これまでの人生の中で自分は人に恵まれていると感じる」、「現在幸福である」の項目で該当率が有意に高かった。低うつ群において該当率の低かった項目は「深夜まで生きていることが多い」「昼夜逆転生活をしている」の2項目であった。多変量解析の結果、独立性の見られた項目は、「主観的健康観が良好である」「朝決まった時間に起きることができる」、「人より悩みが少ない」、「SOC 高群」、「ARS 高群」、「学業と学業以外の生活をうまく両立させている」、「これまでの人生の中で人に恵まれていると感じる」、「現在幸福である」の7項目であった。

	N(%)		P <sub>1</sub>	P <sub>2</sub>
	低うつ群	高うつ群		
主観的健康観が良好である	55 (100.0)	208 (100.0)	<0.01	* §
定期的に身体運動・スポーツを行っている	40 (72.7)	93 (44.7)	0.28	
飲酒習慣が週2日以下	25 (45.5)	76 (36.5)	1.00	
喫煙習慣がない	53 (96.4)	199 (95.7)	0.69	
朝決まった時間に起きることができる	54 (98.2)	200 (96.2)	0.01	* §
深夜まで起きていることが多い	46 (83.6)	134 (64.4)	0.03	*
昼夜逆転生活をしている	36 (65.5)	167 (80.3)	0.02	*
適切な睡眠時間(6~8時間)を確保している	5 (9.1)	49 (23.6)	0.25	
週5日以上朝食を食べている	21 (38.2)	61 (29.3)	0.20	
栄養バランスを考えている	40 (72.7)	130 (62.5)	1.00	
人より悩みが少ない	31 (56.4)	115 (55.3)	<0.01	* §
趣味がある	13 (23.6)	9 (4.3)	0.10	
ダイエットをしている	43 (78.2)	137 (65.9)	0.88	
SOC高値群	26 (47.3)	102 (49.0)	<0.01	* §
ARS高値群	15 (27.3)	10 (4.8)	<0.01	* §
学業と学業以外の生活をうまく両立させている	28 (50.9)	37 (17.8)	<0.01	* §
これまでの人生の中で自分は人に恵まれていると感じる	30 (54.5)	44 (21.2)	<0.01	* §
今までの人生において運がいい方であると感じる	45 (81.8)	113 (54.6)	0.06	
現在幸福である	27 (49.1)	72 (34.6)	<0.01	* §
現在幸福である	37 (67.3)	71 (34.1)	<0.01	* §

p<sub>1</sub>:Fisherの直接確率検定. \*:有意差(p>0.05)の認められた項目

p<sub>2</sub>:ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法, 性年齢を調整変数として投入)

§:ロジスティック回帰において有意だった項目

#### 5. 考察

高うつ群の該当率は、79.1%であった。これは先行研究と異なり高い値であった。これは対象が異なることに起因すると考える。高ストレス状態にありながらも、抑うつ症状を示さない者では、総じて、主観的健康観が良好であり、睡眠習慣が良好であり、人より悩みが少なかった。またSOC 高値群、ARS 高値群該当率が高く学業と学業以外の生活をうまく両立させていた。本研究の結果から、睡眠習慣、SOC、レジリエンス、主観的幸福感などを向上させることにより、ハイリスク群の抑うつ症状の予防につながると考える。

#### 引用文献

志渡晃一・米田政葉・吉田貴普(2014)「医療福祉系大学に所属する学生の抑うつ症状とその関連要因について」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』10, 39-42.

安藤陽子・小川克子・米田政葉・ほか(2017)「保健医療福祉系大学の新生における CES-D とその関連要因」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』13, 15-19.

## 認知症介護の長期化と支援方法の変化 —認知症センター方式と心理的負担の支援—

東京福祉大学国際交流センター特任講師 山脇 敬子 (6145)

[キーワード] 介護の長期化、ケアマネジャー、心理的ささえ

### 1 研究目的

ケアマネジャーの被介護者の援助技術として、A 県では気づきの事例検討会と認知症センター方式の研修会の2つを柱として展開してきた。2012年度からの第5期市町村介護保険事業計画でも、2025年に向けて地域包括ケアシステムの実現を目指し、認知症支援策が、在宅医療の推進、高齢者の住まいの整備、多様な生活支援サービスとともに重視されている。2005年では、認知症高齢者は169万人であったが、2015年250万人、2025年323万人に増加すると見込まれている。筆者も県の認知症推進員として、数年活動したが、実践の結果、長期にわたる認知症介護生活では変化があり、認知症センター方式の次の段階においては、被介護者と介護者の心理的介護支援の必要性が重要であることを検証する。

### 2 研究の視点および方法

認知症センター方式の研修会に持ち寄られた、経験豊かなケアマネジャーの事例をもとに、認知症介護にとって現場で問題となっていることがらを検討した。その推進員から上がってきた事例は困難事例であり、代表するものであるといえる。分析方法としては、質的データ分析法を採用する。介護者、被介護者の言葉や行動から、コーディング化を行った。それらのコードからカテゴリーを生成し、現場での経験や議論をもとに解釈を行った。

### 3 倫理的配慮

調査対象者には、一部文書で、または口頭でそれぞれ趣旨を説明している。個人情報保護、聞き取り調査の記録は、研究目的以外に使用しないこと、データは、個人情報保護の観点から内容に影響を与えない程度において加工している。倫理的配慮として、①プライバシーの保護のため、名前は匿名、アルファベットを使用、②研究の趣旨を説明、③結果報告を行うこと、と説明を行い、同意を得ている。

### 4 研究結果

認知症初期と中期、後期に分けると、それぞれ課題や問題が変化していることがみられた。家族やケアマネジャーに理解できないBPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) が現れるが、それぞれの被介護者により症状はさまざまである。認知症センター方式で明らかになったこと、その後、長期化する介護者の語りを分析し、そこから変化するコードを抽出した。次に、介護支援の経過から得られたデータに基づいてコードの整理を試み、それらのコードを、5つのカテゴリーに整理した。

### 5 考察

長期的介護をささえる要因として、①重要な他者とのコミット、②個別性の変化に気づく能力、③信頼関係の構築、④介護者の疲労の解消 ⑤介護者・被介護者間の葛藤の介入 の5つを挙げることができる。長期化に伴い、介護者の年齢が上がり、ライフサイクルの課題も変化する。介護者・被介護者に必要とされるのは、重要な他者である介護者を心理的にささえ、被介護者の個別性の変化に気づく能力、心理的葛藤の解決であることがわかった。

## 萌芽的研究報告部門

### 12 ステップ系セルフヘルプグループの行動活性化 —ある回復者のスポンサーシップに関する”記憶”より—

ロケットペンシル 長縄 洋司(009223)

〔キーワード〕 12 のステップ、セルフヘルプグループ、行動活性化

#### 1. 研究目的

おもに物質使用障害等の当事者・家族向けに開催されている「12 のステップ」と「12 の伝統」を用いるセルフヘルプグループ（以下、12 ステップ系セルフヘルプグループと記述）の「依存の対象となるものを断つ」有効性については、特異的効果は認められないものの、「効果の大きさ」、「一貫性」といったエビデンスは有力であり、その効果サイズは認知行動療法や動機付け面接と同等であることが近年のメタ研究等で明らかとなっている。「特異的効果がない」にも関わらず「専門的介入と同等である」ということは、他の治療法と共通する「非特異的有効成分」が何であるか、という検討が重要になると考えられる。そこで、本研究では、認知行動療法の有効成分として近年、脚光を浴びる「行動活性化（BA）」に焦点を当て、12 ステップ系セルフヘルプグループが BA に相当する機能を持っているか、もしあるとするなら、その実情を明らかにすることを目的として行った。

#### 2. 研究の視点および方法

BA とは「クライアントの行動の文脈に焦点を当て」、「セラピストがクライアントに活動的になるように教える」行動療法である。一方、12 ステップ系セルフヘルプグループの活動では、グループで行われる「ミーティング」の知名度が高いが、グループ参加歴の長いメンバーが新たな参加者の相談役となる「スポンサーシップ」という一対一の活動も活発に行われている。そこで、今回は、薬物依存からの回復を果たしたとするナルコティクス・アノニマスのメンバー1名の「回復の道のり」に関する計104分のインタビューから、「スポンサー」、「～だよと（スポンサーが言ったんですよ）」といったキーワードを基準に当該メンバーがスポンサーから受けたアドバイスを抽出し、その内容を BA の実践原則と比較することとした。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は、調査実施時に所属した東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科の研究倫理等審査委員会の承認を得た上で実施した。日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づく倫理的配慮も十分に行った。

#### 4. 研究結果

計80の「スポンサーからのアドバイス」が抽出された。そのうち61のアドバイスは、回復に資するとされる「12 のステップ」を進める際の留意点であった。残りは、プログラム全体に関することや、「12 の伝統」と呼ばれる活動指針についてのものであった。その内容を例示すると、「ステップ1は足だよ。歩くこと。ミーティングに足を運ぶこと。それがステップ1だよ。2は耳だよ。仲間の話を聞くことがステップ2だよ。3は口だよ。正直に話すことだよ。」といったように、「いかに行動するか」の指針が多くを占めた。BA の実践原則と比較すると、「行動を変えるように支援する」（原則1）、「構造化しスケジュール化する」（原則4）、「小さなことから始めると変化は容易になる」（原則9）等、共通点が多く見られた。

#### 5. 考察

「このプログラムは行動のプログラムである」とメンバー向けのガイドブックに明記されているなど、12 ステップ系セルフヘルプグループが元々”行動志向”であることは間違いない。その活動の中でも「スポンサーシップ」は、BA と重なる部分が多いものであることが、本研究より示唆された。もっとも、BA の実践原則そのものが、ケースワーカーが日常的におこなう支援の目指すところとそれほど差がないことにも留意すべきである。断酒や断薬のみを指標とするかどうかも含め、「非特異的有効成分」について、より包括的な検討が必要であると考える。



=====  
■■ 記念講演 ■■

場所 本館 2階 1201教室

13:25～13:50  
=====

2017年度日本社会福祉学会奨励賞受賞者

(論文部門)

子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の

「折り合い」のプロセスと構造

ー子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築ー

講師 鈴木 浩之氏 (神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課)

子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者の「折り合い」のプロセスと構造  
ー子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築ー

神奈川県中央児童相談所

東洋大学福祉社会デザイン研究科

社会福祉学専攻博士後期課程

鈴木浩之

## 1 研究の目的, 背景, 方法

今日, 児童相談所(以下, 児相)に通告される子ども虐待の件数は, 都市圏の児相を中心に著しい増加を示している. 児童相談所運営指針には通告に伴う 48 時間以内の児童に対する目視による安全確認のルールが示され, 子どもの安全が脅かされているならば法的な強制介入により子どもを保護することが求められている. 児相に与えられたこれらの社会的役割は, これまで以上に家族との対立が避けられない場面をつくり出している. 一方で, 児童虐待防止法には子どもと家族の再統合への配慮, 支援が謳われているが, 対立から「相談」への展開は容易ではなく, 子ども虐待におけるソーシャルワークの課題となっている. 子ども虐待への対応は, 多くは通告等により始まり, 保護者にとっては不本意な形で「相談」関係が始まる. 相談動機が乏しいか, 全くない中で「相談」が展開される. 時に激しい対立もある. いきおい児相は指導的な対応となりがちだが, 真に子どもの安全が守られ, 家族の福祉が実現されるとすれば, 保護者自身が主体者となって子どもの安全を構築していくことが不可欠であり, そのことを支援することが子ども虐待ソーシャルワークの目的となる. そして, その実現のためには保護者と児相は対立関係を克服し子どもの安全を守るための「協働」関係を築いていくことが求められる. 「協働」関係を構築するためには, 児相に課せられている二つの矛盾するとされる役割, つまり, 子どもの命と安全を守るための危機介入と, 子どもが安心して再び家族の元で暮らすための支援を調和的に実現する実践モデルが必要となる.

本研究では, 職権一時保護等の場面において, 保護者と児相が対立的な関係になりながらも, いかに「子どもの安全」という目標を共有するのか, その構造と「協働」関係の構築プロセス及びそれを実現するための要件を明らかにし, 現場に有効な実践モデルを提起することにつなげたい. なお, 本論の子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係とは「子どもの安全, 安心という目標, 目的に対して, 子どもにかかわる機関と保護者等がこれを共有し, このことの実現に向かって歩んでいく関係性とそのプロセス」と定義する.

## 2. 先行研究, 研究の方法, 対象者

児相と対立的な保護者との子どもの安全をめぐる「協働」関係構築に関する研究については, いくつかの実践者の立場からの考察がある. しかし, 「協働」は保護者と支援者の相互作用の中で営まれるものであり, 保護者の立場からの考察が必要であるが現状では限られた研究にとどまっている.

以上のことから, 本研究では最も対立的な関係になり易い, 不本意な一時保護を体験した保護者等にインタビュー調査を実施した. さらに, 新たな実践モデル構築の仮説生成を目的とした基礎的研究との位置づけから, グラウンデッド・セオリーによる質的分析をお

こなった。

対象者として都市圏型の特徴を備えた中規模児相において、子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験し、その後、家庭引取りとなったケース、および、同じく、不本意な一時保護を経験しつつも、その後、同意による施設入所となった10家族20人に対して、個人および家族員に対するインタビューを実施した。

インタビューでは、最低限の質問の方向性として「①今回の児相のかかわりについてご意見をください ②子どもを一時保護されるという困難な体験をいかに克服されたのでしょうか ③児相との関係は何によって作られたのでしょうか. あるいは関係構築を困難にさせたものは何でしょうか」を質問した。

### 3. 結果 「折り合い」のプロセスとその構造

逐語化したインタビュー分析の結果、33 のコンセプトが抽出された。33 のコンセプトは12のカテゴリーにまとめられた。核概念は「折り合い」である。さらに、「折り合い」のプロセスとその構造を説明するため【失う】【折り合い】【ひきとる】の3つのステージに整理した。

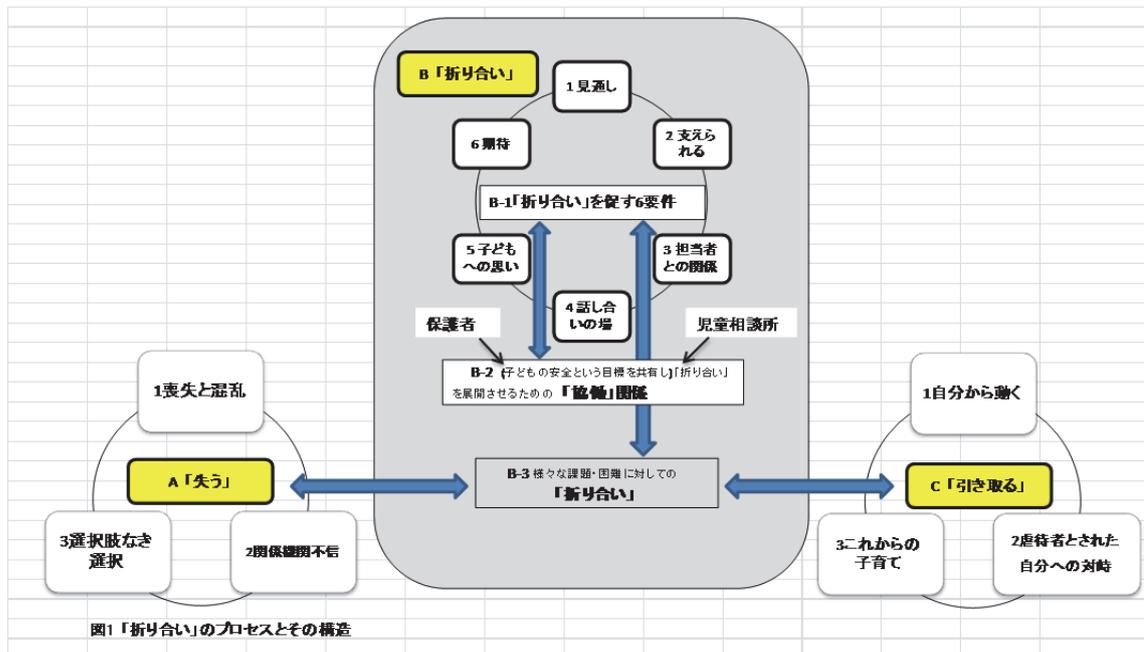


図1の『折り合い』のプロセスとその構造はグラウンデッド・セオリーとして創出された、不本意な一時保護をされた保護者が、子どもの安全のために児相と協働し、困難な現実に対処していくプロセスとその構造を示したものである。【A 失う】【B 折り合い】そして、【C 引き取る】の3つのステージにはそれぞれ3つのサークルがあり、それぞれが循環している。

【A 失う】は不本意な一時保護に伴う保護者の体験を表している。そして、【B 折り合い】は「B-1 折り合いを促す6要件」を保護者と児相が「B-2(子どもの安全という目標を共有し)折り合いを展開させるための『協働』関係」に参画することで展開していく。そして、保護者によって「B-3 さまざまな困難に対する『折り合い』」が実現されると、ステージは【C 引き取る】に移る。本論では【A 失う】【B 折り合い】そして、【C 引き取る】の3つ

のステージへの移行過程をプロセスとして示した。

ここで言う「折り合い」とは「不本意な一時保護に伴い生じる喪失感と様々な感情及び、関係機関への不信を抱き、児相等と対峙する局面を経験しつつ、さらに、虐待者とされた自己に対する疑念と、子育てアイデンティティーの混乱を抱えながらも、児相との『協働』関係が進む中で、子どもを引き取るという現実的な課題や目標を実現するために保護者自身が厳しい現実と調和していくプロセス」とする。

#### 4. 考察と実践への示唆

本論で先に定義した保護者と児相の「協働」関係を「折り合い」という核概念を加えて再定義すると「子ども虐待ソーシャルワークにおける『協働』とは、子どもの安全、安心という目標・目的に対して、子どもにかかわる機関と保護者等がこれを共有し、これらを実現するための『折り合い』のプロセスにそれぞれが参画することを通じて、このことの実現に向かって歩いていく関係性とそのプロセス」となる。

子ども虐待に伴う不本意な一時保護を経験した保護者との「協働」関係について「折り合い」を手掛かりに考察した。ここで創出された「折り合い」を実現するための6つの要件は、子ども虐待ソーシャルワークにおける実践の指針となることが期待される。

#### 5. 研究の限界

インタビュー調査は、ケースの終結の際に行われることが多かった。かつては、対立的な関係であり、また、児童相談所の介入に未だ傷つきを残す中での調査のため、選択的コーディングでの再インタビューには限界があった。また、本研究では対立し続けている保護者の側からの分析は行われていない。今後、中立的立場にある者による調査、研究が期待される。また、保護された当事者である子どもについてはデータが少なく、今回は分析できていない。さらに、先述したグレイザーの「生成された理論の品質」に照らせば、現場実践に寄与する一定の成果が認められたと思われる一方、多様な保護者との出会いは今回まとめられたコンセプトで、すべてに説明がつくとまでは言えない。

#### 6. 今後の研究の展開

本研究を手掛かりとして、さらに研究を進めた。

研究全体は研究フェイズ1から6によりデザインした。本論は、研究フェイズ1にあたる。(図)

前記の通り、研究の始まりとしてフェイズ1は、当事者である保護者に対しての「協働」についてインタビュー調査を実施した。グレイザー派(クラシック)グラウンデッド・セオリーにより領域密着理論を創出した。

そして、フェイズ2としてさらに、これらの質的な研究と並行して、保護者インタビュー、支援者インタビュー(フェイズ4)で得られたコンセプト等を参考に、また先行研究を加味して支援者に対しての定量的調査としてのアンケート調査質問紙を作成し、虐待対応件数全国3位にあり典型的な都市型の児童相談所である神奈川県の子童相談所職員の中で保護者との職権一時保護によって対峙した経験のある職員に対しての悉皆調査を実施した。なお、アンケート調査は、ライカート法による定量的な調査に加え、自由記述による質的

な調査が加えられている。そこで、定量的な調査で得られた統計的な分析の中で、特に分散構造分析により示唆された子ども虐待対応における「協働」関係構築のパス図を、自由記載で得られた質的データに対してのKJ法によるA型図解化と比較検討するトライアングレーションによる、新たな「協働」関係構築の実践モデル(実践モデルのフレームワーク)をまとめた。これをフェイズ3とした。

次にフェイズ4として、支援者が捉える「協働」についてインタビュー調査を実施した。ここでは保護者インタビューと同一の手続きによる調査、分析を進め、保護者インタビューから得られたものと同様の領域密着理論を創出した。フェイズ4はフェイズ2と並行して行われ、フェイズ2の中で行われたアンケート調査の質問肢作成の資料とした。

そして、フェイズ5として、フェイズ1で得られた当事者である保護者に対しての「協働」についてのインタビューから創出された領域密着理論(グラウンデッド・セオリー)とフェイズ4で得られた支援者に対しての「協働」についてのインタビューから創出された同じく領域密着理論(グラウンデッド・セオリー)を統合し新たな領域密着理論の創出を行った。つまり、保護者の視点から捉えた「協働」と支援者から捉えた「協働」の質的な統合を図った。

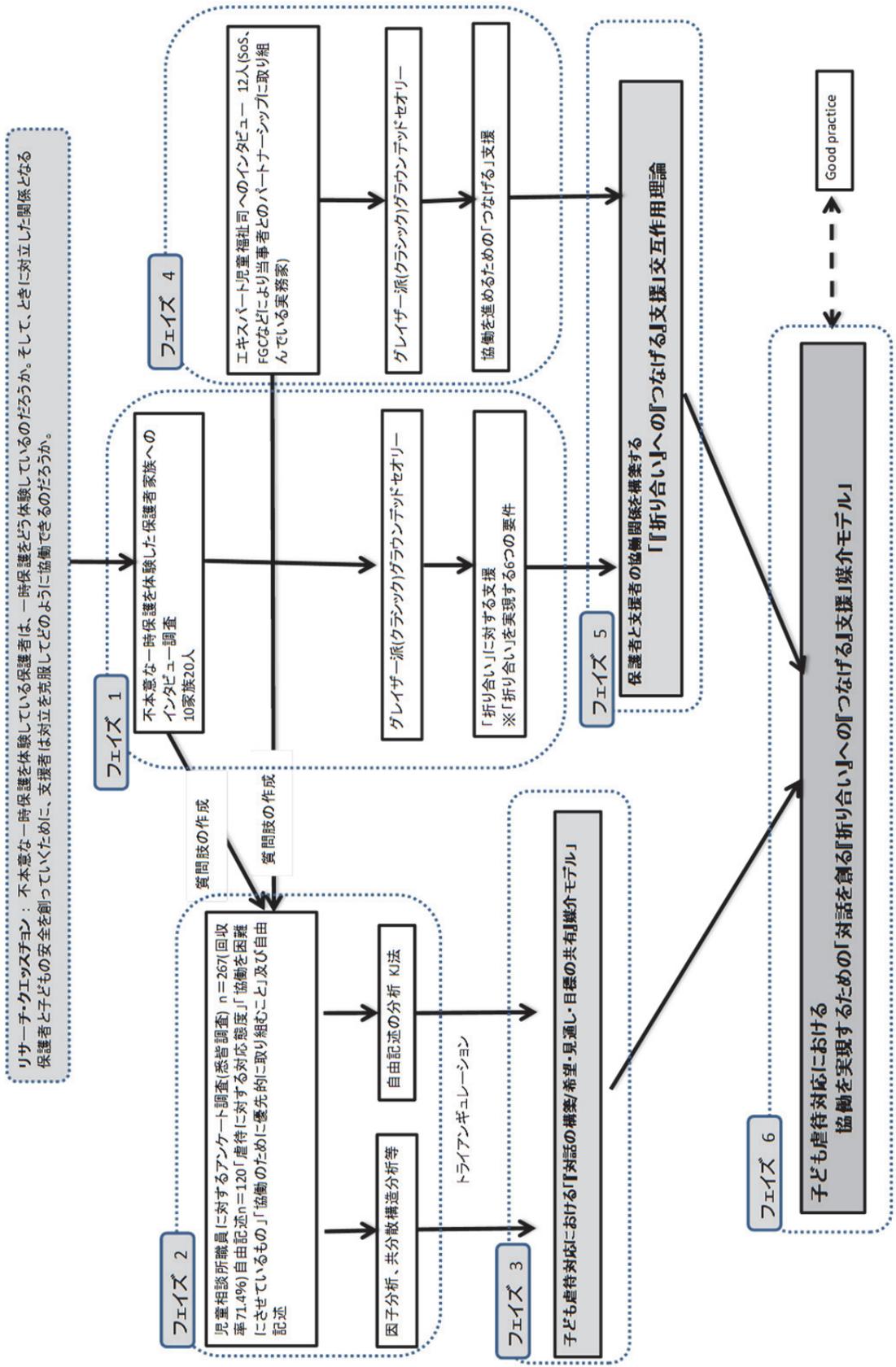
ここまでの研究で、フェイズ1によって保護者からの「協働」に関するグラウンデッド・セオリー、フェイズ4による支援者からの「協働」に関するグラウンデッド・セオリーが創出され、保護者と支援者に対する質的研究の統合から子ども虐待対応における「協働」にかかわる領域密着理論が創出された。

一方でフェイズ2、フェイズ3を通じて、統計的な分析と、自由記述のデータの質的分析のトライアングレーションにより子ども虐待対応における「協働」の実践モデルの枠組みが示された。

研究の最後のフェイズは、これらの二つの研究を統合することである。フェイズ2、フェイズ3から導かれた実践モデルはアンケート調査におけるモデルであって、実践モデルの枠組みが示されたものである。

実際、媒介モデルにあって媒介される領域の中での実践的な営み、つまり、人間、環境、時間、空間の相互作用は必ずしも豊かには示されていない。実践モデルとしての提案がなされるのであれば、媒介される領域にある保護者と、支援者の「協働」の営みが示されることが必須となる。そこで、このフェイズでは、量的調査によって明らかになり、自由記述に対する質的分析によって補完された実践モデルと、保護者と、支援者に対する質的な調査によって明らかとなった統合理論をさらに統合することで、本論での『折り合い』への『つなげる』支援媒介モデルとする。これを最後のフェイズ6とする。

そして、ここで創出された『折り合い』への『つなげる』支援媒介モデルが、実際の事例においては、どのように活用できるのかを、二つの事例をレビューすることで検討した。



子ども虐待対応における協働を実現するための「対話を創る『折り合い』への『つなげる』支援」媒介モデル」

=====  
■■基調講演■■

場所 本館 2階 1201教室  
14:00~14:50  
=====

「組織論の観点から社会サービス供給組織と働くことへの支援を考える」

米澤 旦氏（明治学院大学）

## 組織論の観点から社会サービス供給組織と働くことへの支援を考える

米澤旦（明治学院大学）

社会福祉にかかわる人々（政策担当者、ソーシャルワーカー、研究者）は、多くの場合、行政組織、社会福祉法人、NPO法人、株式会社、病院、学校など、様々な「組織」のなかで政策形成や人々への支援、その研究を行っている。そのような営みに対して、法人格、組織規模といった「組織特性」や、重視する価値・規範、法制度などの組織を取り巻く「組織環境」、他組織との、あるいは組織内外の個人との「ネットワーク」などが与える影響は大きいと考えられる。しかし、日本国内の社会福祉研究において、組織やその関連要素への一貫した研究的関心はいくつかの例外を除いて強いとは言えなかったと考えている。

一方、社会支出におけるサービス給付が拡大するなかで、「組織」の構造や布置は社会福祉の実践や研究において、一層重要な意味を持つようになってきていると考える。これは現金給付と比較して、サービス給付は多くの場合、資源（国家）と個人を媒介する要素が多く、組織はその欠くことのできない一部であるためである（例外はあるものの、相談支援にしてもケアワークにしても、多くの場合には組織に所属している専門職等の個人が担う）。本報告は就労支援領域において「組織」の水準に注目することが、いかなる研究上・政策上・実践上の意味を持つのかを明らかにすることを目的とする。

具体的に、本報告では、主としてアメリカで展開されてきた組織の社会学的研究を整理し、その観点から就労支援に取り組む事業体に関する多様性を理解することを試みる。特に注目する学派は、組織をとりまく、規範、価値、認識などに注目する新制度派組織論である。アメリカで展開されてきた組織社会学およびそのひとつの学派である新制度派組織論での枠組みは、他の社会で応用する場合には一定の注意が必要である。しかし、その視点や分析枠組みには、認識的な利得が期待できる。

そして、特に、新制度派組織論のなかでも、制度ロジック（institutional logic）と呼ばれる視点に関して、とりわけ組織をとりまく価値・規範的な制度的環境に注目する枠組みを用いながら就労支援組織の多様性とその帰結、および間のプロセスを検討する。このような作業の結果、現代日本における就労支援における特有の課題が析出されるとともに、サービス給付組織をどのように捉えるかにかかわる研究課題への示唆を析出したい。





■■シンポジウム■■

場所 本館 2階 1201教室

15:00~17:00

テーマ

「働くことへの支援とその担い手の多様性を問う」

シンポジスト 米澤 旦氏（明治学院大学）

シンポジスト 村田 文世氏（日本社会事業大学）

シンポジスト 平田 智子氏（特定非営利活動法人

ユニバーサル就労ネットワークちば）

コメンテーター 金井 郁氏（埼玉大学）

コーディネーター 金 成垣氏（明治学院大学）

## 社会福祉法人の公益的活動と ”働くことへの支援”

日本社会事業大学  
村田文世

### 本日の内容

- (1) 社会福祉法人とは
- (2) 2000年 社会福祉基礎構造改革
- (3) 2016年 社会福祉法人制度改革
- (4) 公益的活動の法制化
- (5) 社会福祉法人が担う3つの「事業ドメイン」
- (6) 公益的活動の実際～”働くことへの支援”
- (7) これからの社会福祉法人経営
- (8) どう可視化させていくか

### (1) 社会福祉法人とは

- 社会福祉法人は、旧民法第34条の公益法人の特別法人として、1951年、**社会福祉事業を行うことを目的に創設された法人である。**
- 戦後、長きに亘る政府との「**措置委託関係**」という特殊形態のなかで、公的福祉の代行機関として、地域のセーフティネットの役割を果たしてきた**社会福祉分野を代表する民間非営利組織である。**
- 責任主体である政府が「**規制と助成**」を通して、**社会福祉法人を支配下に置くと同時に、法人経営の安定と、事業の継続を担保してきた、「公私一体」による日本の福祉政策の歴史がある。**

表9 社会福祉法人数の年次推移

(単位：法人)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	19,407	19,636	19,823	19,969	20,825	656	3.3
社会福祉協議会	1,901	1,901	1,901	1,900	1,900	0	0.0
共同募金会	47	47	47	47	47	0	0.0
社会福祉事業団	131	129	129	129	125	△ 4	△ 3.1
施設経営法人	16,981	17,199	17,375	17,482	18,101	619	3.5
その他	347	360	371	411	452	41	10.0

注：平成27年度までは2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていないが、そのうち地方厚生局長所管分については平成28年度から都道府県に権限移譲されたため、対象となった当該法人が含まれている。

厚生労働省「平成28年度福祉行政業務報告例の概況」

### (2) 2000年 社会福祉基礎構造改革

#### ① 「措置制度」から「利用契約制度」への移行

- = 利用者が、自ら選択したサービス指定事業者と契約してサービスを利用する制度への移行
- = 措置制度においては認められていなかった利用者の権利や選択、サービス提供者との対等性という利用者本位のサービスが重視され、自己決定や自己責任に基づく市場原理が導入された
- = 保育サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス

#### ② 第二種社会福祉事業(在宅福祉サービス)の市場開放

- = 国、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されていた社会福祉事業のうち第二種社会福祉事業について、NPO法人、営利企業、協同組合、社団・財団法人など多様な民間組織の参入が認められた

#### ■ 市場化に伴う二律背反的な経営課題

#### ① 財務的アカウンタビリティ：「営利性」の追求

- = 損益の概念の導入、利潤最大化を目指す
- = 2000年、社会福祉基礎構造改革により、措置制度から利用契約制度移行に伴い「公私分離」が図られ、自己資本比率を高めた自立的経営

#### ② 社会的アカウンタビリティ：公益性の追求

- = 福祉サービスの供給を通じた公益性、措置委託制度において衰微させてきた公共性、民間非営利組織本来の原点回帰

表5 開設（経営）主体別事業所数の構成割合（詳細類）

事業所種別	総数	開設主体別					その他	
		非営利法人 （NPO等）	営利法人 （株式会社）	行政機関 （国・都道府県）	民間企業 （株式会社）	個人 （個人事業主）	その他	その他
児童発達支援事業所	100.0	0.3	18.7	6.2	1.3	2.3	65.5	5.2
訪問介護	100.0	0.2	37.3	2.1	0.7	0.4	58.7	0.5
訪問看護ステーション	100.0	2.2	7.0	28.4	8.9	2.1	47.2	1.2
（福祉系）	100.0	0.7	39.7	8.4	0.5	1.4	47.2	1.7
通所介護	100.0	2.8	1.2	6.7	77.0	3.7	9.1	7.5
介護老人保健施設	100.0	3.6	2.4	16.5	74.0	2.9	—	0.9
居宅介護	100.0	2.0	0.7	1.4	79.7	2.5	—	13.5
（その他）	100.0	1.9	—	83.0	3.0	0.1	0.4	0.2
地域包括ケアセンター	100.0	3.9	1.6	12.0	77.4	2.8	—	2.3
介護老人保健施設	100.0	3.6	1.4	15.6	75.0	2.9	—	1.0
居宅介護	100.0	4.7	0.9	0.5	84.9	2.3	—	6.6
障害児入居型児童発達支援センター	100.0	0.8	—	23.7	5.9	0.6	0.2	67.7
福祉用具貸与	100.0	0.0	—	2.3	1.2	0.4	1.3	93.3
福祉用具販売	100.0	—	—	1.7	0.9	0.3	1.3	94.4
障害児支援サービス事業所	100.0	—	—	31.6	17.3	1.8	2.4	45.2
児童発達支援センター	100.0	—	—	36.5	8.2	2.2	0.1	52.5
訪問介護	100.0	0.3	—	11.5	3.8	0.9	1.1	75.6
訪問看護	100.0	0.4	—	44.2	12.1	0.9	1.4	35.0
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	—	31.7	12.9	0.8	2.4	48.2
訪問型児童発達支援センター	100.0	0.1	—	24.4	16.8	0.4	0.4	53.2
障害児支援型児童発達支援センター	100.0	—	—	32.9	15.9	0.7	0.3	47.4
障害児支援型児童発達支援センター（併設型）	100.0	—	—	28.0	20.7	4.4	2.2	44.1
障害児支援型児童発達支援センター（併設型）	100.0	—	—	35.5	16.0	2.4	2.1	43.9
児童発達支援センター	100.0	4.5	—	95.5	—	—	—	—
児童発達支援センター（併設型）	100.0	25.6	—	54.1	13.2	3.5	1.4	0.0
児童発達支援センター（併設型）	100.0	0.8	—	32.3	16.0	2.4	2.1	46.3

注：訪問看護ステーション、通所介護センター、訪問老人保健施設、福祉用具貸与については、開設主体が、それぞれ、行政機関・民間企業・個人  
 1) 社会福祉法人は社会福祉協議会を含む。  
 2) 厚生労働省「平成28年介護サービス施設事業所調査の概況」

### (3) 2016年 社会福祉法人制度改革

#### ■ 改革の背景

- 多様な供給組織間の競争原理の導入は、営利法人や規制緩和論者から社会福祉法人に対する優遇税制や公的助成などへの「イコールファイティング論（条件均一化）」を台頭させた。
- 社会福祉法人の内部留保や情報開示などの問題は、**説明責任や組織ガバナンスに対する不信**となって表出した。
- 福祉領域への市場原理の採用は「**クリームスキミング**」（良いとこどり）によって**制度から零れ落ちるニーズ**
- 「**新しい貧困**」や「**社会的排除**」など「**新しい社会的リスク**」を生じさせる。
- 「**地域共生社会**」の実現に向けた役割期待
- 「**制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**」

平成18年	■ 公益法人制度改革
平成25年6月	■ 「規制改革実施計画」閣議決定 * 全社会福祉法人のH25年度以降の財務諸表の公表、保育所の第三者評価受審率目標の設定等 ■ 「日本再興戦略」閣議決定 * 財務諸表の公表推進による透明性の確保、法人規模拡大の推進 等 ■ 「社会保障制度改革国民会議報告書」公表 * 非課税扱いにふさわしい地域貢献 等
8月	
平成26年6月	■ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」閣議決定 * H27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化 等 ■ 「規制改革実施計画」閣議決定 「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールファイティング」 * 財務諸表等の開示義務付け、内部留保の位置づけの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用、開示の公正性・妥当性の確保、経営管理体制の強化、所轄庁による指導・監督の強化、 <b>社会貢献活動の義務化</b> 等 ■ 「日本再興戦略改定2014」閣議決定 * 介護・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設 ■ 「政府税制調査会」とりまとめ * 公益法人税制等の見直し ■ 「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書 * 地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、法人運営の透明性の確保 等
7月	
平成27年2月	■ 「社会保障審議会福祉部会」報告書 * 経営組織の在り方の見直し、運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、地域における公益的な取組の責務、内部留保の明確化と福祉サービスへの再投資、行政の役割と関与の在り方、社会福祉施設等退職手当共済制度の見直し 等 ■ 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」を国会提出
4月	

厚生労働省(2015)「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書一部加筆

- 経営組織のガバナンスの強化
  - \* 役員の数と任期 \* 評議員の定数と任期 \* 理事会と評議員会の関係
  - \* 一定規模以上の法人へ会計監査人の導入 等
- 事業運営の透明性の向上
  - \* 財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等の情報公開にかかる規定の整備 等
- 財務規律の強化（適正かつ公正の支出管理・内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）
  - \* 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
  - \* 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」＝「純資産」－「控除対象財産額」  
 (①社会福祉事業に活用している不動産等 ②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金)  
 \* 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等
- 地域における公益的な取組を実施する責務
- 行政の関与の在り方
  - \* 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し
  - \* 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の扱いに見直し 等

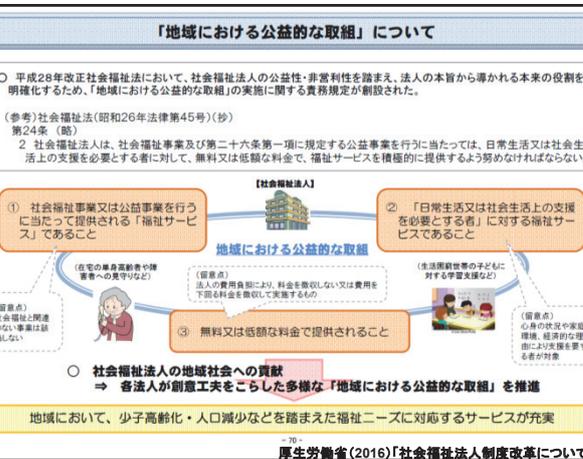
### (4) 公益的活動の法制化

#### ④ 地域における公益的な取組を実施する責務

すべての法人に対して、生活困窮者や独居高齢者支援などの地域公益活動が義務化（社会福祉法24条-2 H28.4.1施行）

#### ③ 財務規律の強化（適正かつ公正の支出管理・内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資）

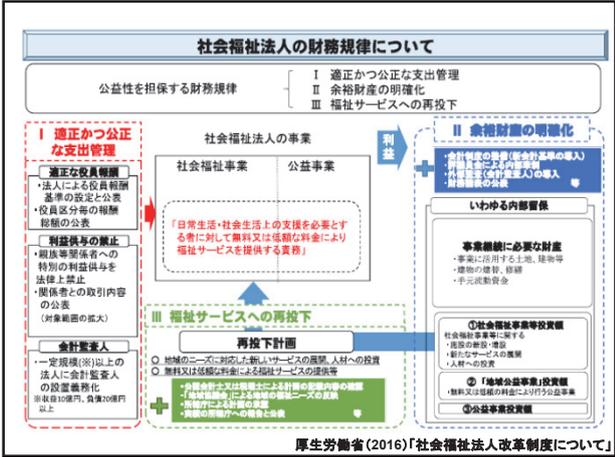
余裕財産（社会福祉充実残額）を保有する法人に対して、社会福祉充実計画を作成し地域公益事業等を行うことが義務化（社会福祉法55条-2 H29.4.1施行）



- \* 費用負担の有無を問わず
- \* 継続的でないものもOK
- \* 複数の法人間で連携して実施しても良いとされ、その場合、単に資金拠出だけでなく法人の役員や職員がサービス提供に関わるなど実施主体となること
- \* 画一的な指導を回避する目的から制限列挙は馴染まないとして、個々の取組については法人が地域の福祉ニーズを踏まえて法律の趣旨に則して判断するとし、法人の創意工夫が尊重されている

④ 社会福祉法 55条-2項「社会福祉充実計画」が新設  
(平成29年4月1日施行)

- (社会福祉充実計画の承認)
- 「既存事業」(現行の社会福祉事業・公益事業)
  - 「新規事業」(既存事業以外の社会福祉事業・公益事業)
  - 「社会福祉充実残額」(年度末)  
=「資産の部」-「負債の部」-「現に行っている事業の継続に必要な財産額」
  - 記載事項 「既存事業(充実部分)+新規事業」=「社会福祉充実事業」
  - ① 規模・内容 ②事業区域 ③事業費 ④実施期間
  - ⑤ 社会福祉事業→**地域公益事業**(事業区域の住民の需要に応じた無料・低額な福祉サービスに限定) → **公益事業**の順に検討すること
  - 事業費、社会福祉充実残額：公認会計士、税理士等の意見
  - 地域公益事業の内容・事業区域における需要 事業区域の住民等意見
  - 計画は評議員会の承認
  - 所轄庁による助言・支援、申請、要件に適合、承認。
- (社会福祉充実計画の変更)
- 変更の場合、所轄庁の承認 等
- (社会福祉充実計画の終了)
- やむを得ず実施困難な場合、所轄庁の承認



「地域公益事業」

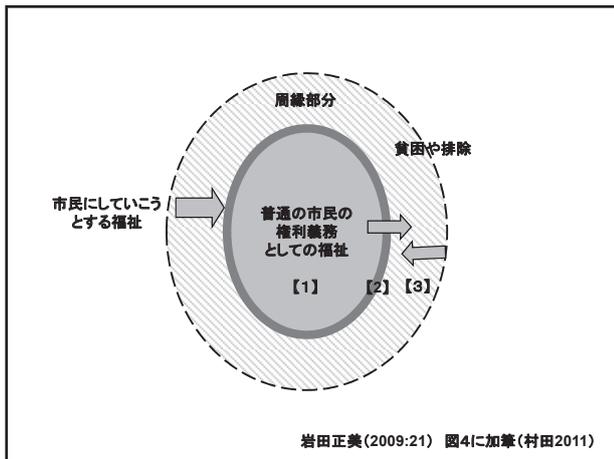
- ① 介護保険制度外の生活支援サービス・在宅支援事業  
介護保険制度外の通院支援・外出支援、見守り支援、買い物支援  
家事支援、入浴支援、配食、入退院手伝い、移動支援、居場所作りなど
  - ② 低所得者世帯等に対する生活支援の実施  
低所得者への相談支援、生活資金の助成、住居の提供、就労支援、  
低所得世帯の子どもに対する学習支援・奨学金の助成など
  - ③ 施設退所者・退所児童に対する継続的な支援  
児童養護施設退所者、矯正施設退所者への相談支援、生活支援の助成、  
住居の提供、就労支援、奨学金の助成など
- 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金でその需要に応じた福祉サービスを提供する」(第4項)事業として、公益事業に含まれる。また、計画策定時に「当該事業区域の住民その他関係者の意見を聴かなければならない」(第6項)
  - 地域協議会には、地域ケア推進会議、障害者総合支援法に基づく協議会、次世代育成支援対策地域協議会、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関、社会福祉協議会、地方社会福祉審議会など

	公益的な取組(責務化)	地域公益事業
事業の範囲	社会福祉事業 公益事業	公益事業
対象法人	全ての社会福祉法人	社会福祉充実残額を保有する法人
費用	費用の有無を問わない	社会福祉充実残額を充当
所轄庁	現況報告書による報告	社会福祉充実計画の承認
地域協議会への意見聴取	不要	要

出典：全国社会福祉協議会(2016-17)を一部修正

(5) 社会福祉法人が担う3つの「事業ドメイン」

- 「事業ドメイン」とは  
組織がどのような領域 = 環境との間で相互作用をしていくか  
という、**独自の生存領域**を意味する。
- ①誰に ②どのような能力(方法)を以って ③何を提供するか
- 「事業ドメイン」で組織活動を捉えることは、経営的な観点から組織ミッションと併せて、現在の活動領域から戦略領域までを明確化する作業となる。



### 社会福祉法人の3つの事業領域

領域	利用者層	方法	何を提供するか
[1]	普遍的市民	政府・非営利組織・ <b>社会福祉事業</b>	一般的サービス
[2]	営利企業によるクレームスキミング(良いとこどり)などの理由によりサービス対象から排除され「周辺領域」に押し出されるリスクのある流動層	政府・非営利組織による <b>社会福祉事業</b> ・ <b>地域公益事業</b>	一般的サービス 上乗せ・横たしのサービス など

【市場原理に馴染まない個別化、特殊化、複雑化した低所得・困難事例】  
 ① 費用の支払いが困難なため、事業採算性の見込めないような人  
 ② 介護の専門性の高い支援を必要とする人  
 ③ 地方都市・過疎地・僻地など需要がないところに住んでいる人  
 ④ 精神疾患、重複障害など、障害者への対応を求められる人  
 ⑤ 介護と医療の連携の必要な人  
 ⑥ 金銭管理が困難な利用者や入院の拒否など複雑な事業を抱えた人  
 ⑦ 家事、身の回りの世話などで依存度の高い、生活支援の必要な人 など

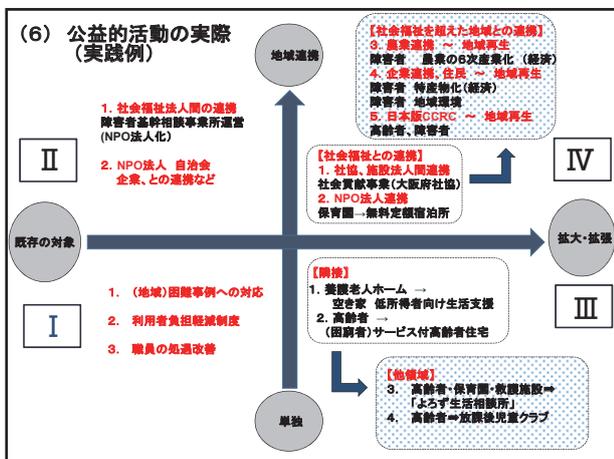
東京都社会福祉協議会(2005)を参照

領域	利用者層	方法	何を提供するか
[3]	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 制度の狭間で政策対象となっていないながらも放置されたままの市民層</li> <li>* ボイスレス・パワーレスにある市民層</li> <li>* 「新しい社会的リスク」「社会的排除」の市民層</li> </ul>	非営利組織による <b>地域公益事業</b> <b>公益事業</b>	「周辺部分から市民社会に押し戻すための」支援 * 見守り・寄り 添い-繋ぐ支援 * アウトリーチを含む個別支援 * 集団のニーズを顕在化させる コミュニティマネジメント * システム/パーソナル アドボカシー * ソーシャルアクション など

近年、「新しい社会的リスク」(生活困難、引きこもり、虐待、孤独死、多重債務など)を抱える人々が、政策の対象外or政策の対象となっていない、行政への不信や社会への遠慮、サービス受給の権利者としての認識がないなどの理由から、福祉サービスに繋がらず、「社会的排除」に陥る状態が社会問題化している。

こうした地域に潜在化するニーズに対応するための「ルールとルート作り」など、社会福祉法人には、本来の先駆性や開拓性を駆使した、公益性の高い法定外の事業や地域貢献活動が求められる。

- ・社会福祉法人にとりわけ重要になるのが、組織使命に基づく積極的な事業展開が期待される、「第3の事業領域」である。
- ・それは、戦後、社会福祉法人が「措置委託関係」を通して政府の「代行機関」化の過程において衰微させてきた、真の民間性への原点回帰とも言えよう。公益法人から発展した特別法人として「不特定多数の利益」が「具現化される事業領域」になると同時に、NPO法人や営利企業などの活動領域とは差別化された「戦略領域」となる可能性を秘める。
- ・イコールフットリングなど、外部からのプレッシャーに抗う手段ともなり得ると思われる。



### ■ 事例1 【単独】×【他領域】 社会福祉法人村山苑(東京都東村山市)

- \* 特別養護老人ホーム、救護施設、保育園などを運営
- \* 法人が持つ資源を利用して独自に社会貢献事業を展開
- \* 2013年12月「むらやまえん生活相談所」を創設  
1人(常勤専任)+2名(兼任)、アウトリーチが中心。
- \* 高齢者、保育、障害の区別なく、「困っているならどんなことでもどうぞ」と間口を広げて、全ての地域住民を対象にした生活相談窓口
- \* 食べ物が底をついた、ライフラインが止まったなどの緊急事態には、法人が5万円まで現金給付、現物給付で対応
- \* 施設の空室も使用可能

福祉新聞(2014)

**事例2 【単独】×【地域との協働】**  
就労継続支援事業を行う社会福祉法人

- \* 障害者の就労支援事業や高齢者支援において、地元農家や企業など地域資源との連携し、社会的目的(就業、社会参加)を追求する事業展開が増加。
- \* 担い手不足に悩む農家との連携を通して、休耕地を借用し農業の6次産業化(農作物の生産、収穫、加工、流通、販売)を担う農福連携
- \* 自治会、農業協同組合、地元企業、NPO法人等と地域協議会を立ち上げて、付加価値商品を共同開発し地域経済や地域住民の雇用創出など地域活性化

福祉新聞(2015,2016a)

**事例3 【単独】×【地域との協働】**  
社会福祉法人佛子園(石川県金沢市)

- \* 日本版CCRC(Continuing Care Retirement Community)  
「東京圏をはじめとする高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり」日本版CCRC構想(素案)
- \* 地域再生法改正(H28~)に基づく「生業活躍のまち」
- \* 縦割りの対象別、隔離的な施設 ⇒ 「混合型」の施設  
高齢者、障がい者に就労(役割)の機会を通じた社会参加  
地域の住民、学生、子どもとの多世代型交流

福祉新聞(2016b)

**”働くことへの支援”**

**事例1. 生活保障(生活支援)×労働保障(就労支援)の重要性**

- \* 相談から明らかになった”引きこもり”(障がい・DV・困窮)
- \* 引きこもり支援を行うNPO法人との連携を模索

**事例2. 社会的目的×経済的目的の追求(社会的企業)**

- \* 地域の財(ヒト・モノ・カネ)が地域を循環し、その過程で住民相互の共通価値や信頼関係が醸成。
- \* 利用者、施設、地域がエンパワメントされ、有形無形の財が世代を超えて継承される**“循環型地域社会”**  
(村田2016) “コミュニティ・エンパワメント” (藤井2014)

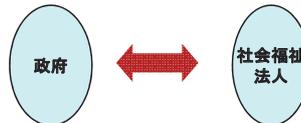
**事例3. 「地域共生社会」の可能性**

- \* 地域再生は、経済活動に主眼が置かれる場合、住民参加から零れ落ちる人々のリスクを伴う(社会的不利な人々を孤立・分断させる危険)
- \* 認知症高齢者、障がい者等の参加を前提とした地域再生は、**「地域共生社会」**(厚生労働省2017)の可能性

**(7) これからの社会福祉法人経営**

① これまでのプリンシパル・エージェント型の経営

措置委託制度



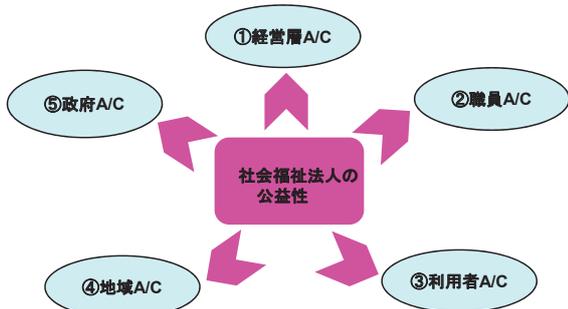
- \* 政府(プリンシパル)⇄社会福祉法人(エージェント)関係  
= 1:1のクローズドシステム  
社会福祉法人は、政府の「指導・監督」に則った委託専従義務の下で、措置委託費の使途、社会福祉施設最低基準の遵守が第一義。
- \* ”代行機関”化 ⇒ 民間性を喪失

(村田2014)

ステークホルダー	アカウンタビリティ(A/C)
経営 (ガバナンス)	理事会 (構成)全ての理事で組織=理事・理事長に対する牽制機能【業務執行機関】 法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、理事長の選定・解職 (構成)6人以上、社会福祉事業の経営、事業の区域の福祉実情に通じる者が必置
	理事 法人の業務執行、理事会・評議員会の招集 職務執行状況の理事会への報告、評議員会への説明義務 (構成)理事を超える数(小規模法人は施行から3年間は4人以上)、法人の適正な経営に必要な識見を有する者が必置、役員との兼務禁止【議決機関】
	評議員(会) 理事・監事・会計監査人の選任・解任、理事・監事の報酬の決定 定款の変更、計算書類・社会福祉充実計画の承認 合併の承認及び解散の決定
	監事 (構成)2人以上、社会福祉事業、財務管理に識見を有する者が必置【監査機関】 理事の職務の監査、監査報告書の作成、評議員会への説明義務 不正発見の場合の評議員会への報告義務、理事の行為の差し止め
	会計監査人 (構成)公認会計士又は監査法人、公認会計士法による計算書類の監査をできる者 役員との兼務禁止 法人の計算書類等の監査、会計監査報告書の作成 不正発見の場合の監事への報告義務【会計監査機関(大規模法人)】

ステークホルダー	アカウンタビリティ(A/C)
職員	人事管理(処遇改善、人事考課、キャリアパス、人材育成など)、労務管理 理事への参画
利用者	利用者負担軽減制度 サービス管理(第三者評価事業、苦情処理制度) 情報開示(財務諸表、役員報酬、ガバナンス、事業内容など)
地域	評議員への参画、「地域協議会」(社協が中核的役割)への参画 法人間の連携(対象別施設を越えた連携、社協、NPO法人、営利法人、ボランティアなどの連携) 情報開示(財務諸表、役員報酬、ガバナンス、第三者評価事業、事業内容など)
政府	国・都道府県・市の連携 市の監査能力の向上 情報開示 緊張関係と協力関係の構築

② マルチ・ステークホルダー型経営への転換



■ 政府単一のステークホルダー(SH)から、職員・利用者・地域まで含んだマルチ・ステークホルダーアプローチに転換して、各SHに対する組織ガバナンスが求められる。

(8) どのように「可視化」していけばよいのか

■ SHに対する説明責任:ソーシャル・バランスシート

- = 民間非営利組織が社会的使命を遂行する過程において、財務諸表には表わすことのできない組織活動の非貨幣的側面を評価する手法
- \* イタリア、フランスなどの社会的企業では、内部監査に関する規定として、毎年末の公表が義務付けられる  
⇒ 組織活動と組織ガバナンスに関する説明責任
- \* イタリア、スイスなどの協同組合、日本でもコープこうべにおいて社会的総合評価として導入
- \* 営利企業のCSRレポート

(村田2014)

- 財務的A/Cは財務報告書で判断できるが、社会的A/C遂行はそれからは判断できない。財務諸表と相互補完しながら、組織活動、ガバナンスを外部からチェックする仕組みが必要。
- 健全な財務報告書=SHへの経営資源の適正配分とは必ずしも言えず、内部留保の形成理由やその配分状況を把握できる。
- 事業報告書では、公益性を担保するための組織ガバナンスまで描くことができない。サービス供給機能だけでなく、社会的機能を可視化することができる。
- 内部留保への社会的関心など、SHに対する適正な配分に対する説明責任を果たすことができる。

【引用文献・資料等】

村田文世(2011)『福祉市場化における社会福祉法人経営』『社会福祉学』52-1  
 村田文世(2014)『市場化における社会福祉法人の社会的アカウンタビリティ～マルチ・ステークホルダー理論に依拠した組織ガバナンス』『社会福祉学』53-2  
 村田文世(2016)『書評:地方自治体の福祉ガバナンス - “日本一の福祉”を目指した秋田県鷹巣町の20年』『社会政策』7-3  
 岩田正美(2009)『現代の貧困と社会福祉の役割』鉄道弘済会編『脱 格差社会を目指す福祉』明石書店  
 藤井敏史(2014)『第6章 社会的企業とコミュニティ・エンパワメント』坂田周一監修 三本松政之・北島健一編『コミュニティ政策入門』誠信書房  
 全国社会福祉協議会(2017)『社会福祉法改正のポイント～これからの社会福祉経営のために』  
 東京都社会福祉協議会(2005)『社会福祉法人の重要性とその役割』  
 厚生労働省社会保障審議会福祉部会報告書(2015)『社会福祉法人制度改革について』  
 厚生労働省(2016)『社会福祉法人制度改革について』  
 厚生労働省(2017)『地域共生社会の実現に向けて-当面の改革工程』  
 厚生労働省『平成28年度介護サービス施設事業所調査の概況』  
 厚生労働省『平成28年度福祉行政業務報告例の概況』  
 全国社会福祉協議会『社会福祉法人であることの自覚と実践』  
 福祉新聞(2014)『挑戦2014 生活困窮者の支援』2014年1月6日  
 福祉新聞(2015)『社福法人初の地域再生』2015年2月16日  
 福祉新聞(2016a)『地域協議会立ち上げ課題解決』2016年4月18日  
 福祉新聞(2016b)『地方移住を制度化』2016年4月28日

「働きたい」を応援します～ユニバーサル就労とは～

(NPO) ユニバーサル就労ネットワークちば 平田智子

## I ユニバーサル就労とは

ユニバーサル就労とは、「はたらきたいのに、はたらきにくいすべての人」が働けるような仕組みを作ると同時に、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを目指していく取り組みとなる。より多くの人々が、その人なりのはたらき方で社会参加できるユニバーサルな地域社会づくりを目指し、地域社会の中で、自分なりのはたらき方で「わたしたちは会社ではたらいています」と実感できる就労システム。

このユニバーサル就労を実施するために、以下の3つの要素がポイントになる。

- ・コンピューターという非雇用型のはたらき方からスタートし、段階的にスモールステップを達成しながら、雇用型へステップアップすることができる。
- ・職場にある仕事を業務分解し、本人が得意で出来る仕事をマッチングし、全体業務の一部分から始める。
- ・職場の担当者だけでなく本部の人事担当、外部支援団体で、個別支援計画に基づきチーム支援をする。

## II 最近の傾向と現状の支援方法

生活困窮者自立支援法が出来、就労準備支援事業、中間的就労（就労訓練事業）などは、ユニバーサル就労が制度設計段階で参考とされたこともあり、社会的にはユニバーサル就労的な働き方や支援方法が広がりを見せている。生活困窮者自立支援法で対象者が多様化する中、職場実践型のユニバーサル就労を進める前段階の支援として、グループワークや職業適性検査や興味関心検査等も支援の流れで活用するようになり、ユニバーサル就労としての支援内容が豊富化されている。

=====

■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■ 場所 本館 2階 1201教室  
17:00~17:30

=====

# 日本社会福祉学会関東地域ブロック総会

日時：2018年3月4日（日）17:00～17:30

## 1. 2017年度事業報告（2017年4月～2018年3月）

### 1) 運営委員会

- 第1回（2017.6.12）、第2回（2017.9.22）、第3回（2017.11.13）、第4回（2018.3.4）の計4回開催  
（於：明治学院大学白金キャンパス）
- 執行体制：担当理事：久保美紀（明治学院大学）、監事：大島巖（日本社会事業大学）、経理担当：高山直樹（東洋大学）
- 2017年度の運営委員体制（別紙のとおり）
- 各部会活動の実施・運営（広報委員会、機関誌『社会福祉学評論』編集委員会、大会担当部会、その他）

### 2) 関東部会研究大会

- 2017年度研究大会を2018年3月4日（日）に開催（於：明治学院大学白金キャンパス）
  - ・大会テーマ：働くことへの支援とその担い手の多様性を問う
  - ・記念講演：2017年度日本社会福祉学会奨励賞受賞者1名
  - ・基調講演：組織論の観点から社会サービス供給組織と働くことへの支援を考えるー
  - ・シンポジウム：働くことへの支援とその担い手の多様性を問う
  - ・ワークショップ：ここが知りたい！つながりたい！研究活動
  - ・自由研究報告：20演題（研究報告部門13題、萌芽的研究報告部門5題、実践報告部門2題）  
（なお、研究報告部門には、北海道ブロック会員による報告2題を含む）
- ・研究大会奨励賞：

### 3) 社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、18号（2017年）に論文4本を刊行済み（2018年1月末現在）
- 査読・編集体制の整備
- 2017年度（4月～12月）に10本の投稿あり

### 4) ホームページ・メールマガジン

- コンテンツの充実
  - ・一日あたりのアクセス数は150件～200件程度
  - ・電子ジャーナル化された機関誌『社会福祉学評論』の一般公開をメインに、研究大会抄録集、ニューズレター等をPDFで掲載。運営委員会、新着のお知らせなど。その他、関東地区で開催の公開講座・講演会、博士論文公開審査、最終講義の情報等を紹介するページを設置
- 会員情報管理システム（SOLTI）によるメール配信サービスと連携し、情報発信を実施
  - ・メールマガジン Ver. 6 を2017.12.15に一斉配信

### 5) ニューズレター

- 関東部会ニューズレターNo. 20 を2018.1.10に紙媒体で発行し、関東部会会員に郵送

## 2. 2018 年度事業計画（2018 年 4 月～2019 年 3 月）

### 1) 運営委員会

- 年 4 回の開催
- 各部会活動の実施・運営（広報委員会、機関誌『社会福祉学評論』編集委員会、大会担当部会、その他）
- 研究大会（2019 年 3 月開催予定）の企画、運営準備
- 研究大会奨励賞の授賞

### 2) 関東部会研究大会

- 2019 年 3 月に開催予定

### 3) 社会福祉学評論

- 電子ジャーナルで、『社会福祉学評論』を発行する
- 若手研究者等の積極的な投稿を促進する
- 査読・編集体制の整備を継続して行い、機関誌の質の向上を図る

### 4) ホームページ・メールマガジン

- RSS による更新情報の提供、メールマガジン等の情報提供、Twitter、Facebook などのソーシャルメディアの活用により、より多くの関係者のホームページへのアクセスを促進する
- メール一斉配信システムと連携した情報発信を体系的に実施する

### 5) ニュースレター

- 関東部会ニュースレターNo.21 を紙媒体で発行する（2019 年 1 月頃を予定）

### 6) 他関係機関との連携

- 他の地域ブロックとの研究交流の推進について検討する

### 7) その他

## 3. 2018 年度・関東地域ブロック運営委員の選出

## 4. その他

2017年度日本社会福祉学会関東地域ブロック運営委員会委員名簿

連番	氏名	所属機関・団体	担当
1	久保美紀	明治学院大学	関東部会担当理事
2	大島巖	日本社会事業大学	監事
3	高山直樹	東洋大学	経理
4	荒井浩道	駒澤大学	広報委員
5	稲垣美加子	淑徳大学	広報委員
6	今泉礼右	日本大学	編集委員
7	岡田哲郎	立教大学	広報委員
8	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	大会担当
9	北本佳子	昭和女子大学	編集委員
10	金成垣	明治学院大学	大会担当
11	小林理	東海大学	編集委員
12	佐藤信人	認知症介護研究・研修東京センター	大会担当
13	眞保智子	法政大学	編集委員
14	田嶋英行	文京学院大学	大会担当
15	豊田宗裕	聖徳大学	大会担当
16	贄川信幸	日本社会事業大学	大会担当
17	林浩康	日本女子大学	大会担当
18	菱沼幹男	日本社会事業大学	編集委員
19	保正友子	日本社会福祉士会・立正大学	大会担当
20	室田信一	首都大学東京	編集委員
21	山口麻衣	ルーテル学院大学	編集委員
22	山田知子	放送大学	大会担当
23	六波羅詩朗	目白大学	大会担当
24	渡邊浩文	武蔵野大学	編集委員
	耕田昭子	明治学院大学	事務局

※順不同、敬称略

---

一般社団法人日本社会福祉学会  
2017 年度関東部会研究大会抄録集

発行日 2018 年 3 月 4 日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会  
関東地域ブロック運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域ブロック

連絡先 明治学院大学社会学部社会福祉学科 久保美紀  
〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

Email:kantobukaijimukyoku@gmail.com

---